

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>本施設における安全上重要な施設の有無について (省略)</p> <p>1. 閉じ込めの機能 (省略)</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> <p>2. 遮蔽 (省略)</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> <p>3. 火災等による損傷の防止 (省略)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>4. 立入りの防止 (省略)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>5. 自然現象による影響の考慮 (省略)</p> <p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>6. 核燃料物質の臨界防止 (省略)</p> <p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>本施設における安全上重要な施設の有無について (変更なし)</p> <p>1. 閉じ込めの機能 (変更なし)</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> <p>2. 遮蔽 (変更なし)</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> <p>3. 火災等による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>4. 立入りの防止 (変更なし)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>5. 自然現象による影響の考慮 (変更なし)</p> <p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>6. 核燃料物質の臨界防止 (変更なし)</p> <p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (省略)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (変更なし)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	
<p>8. 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>8. 地震による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	
<p>9. 津波による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>9. 津波による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	
<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十一条 当該使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十一条 当該使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>11. 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (省略)</p> <p>第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>11. 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (変更なし)</p> <p>第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	
<p>12. 溢水による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>12. 溢水による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>14. 飛散物による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>14. 飛散物による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (変更なし)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>16. 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>16. 環境条件を考慮した設計 (変更なし)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	
<p>17. 検査等を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>17. 検査等を考慮した設計 (変更なし)</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>18. 使用前検査対象施設の共用 (省略)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>18. 使用前検査対象施設の共用 (変更なし)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>19. 誤操作の防止 (省略)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>19. 誤操作の防止 (変更なし)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	
<p>20. 安全避難通路等 (省略)</p> <p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源 	<p>20. 安全避難通路等 (変更なし)</p> <p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源 	
<p>21. 貯蔵施設 (省略)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>21. 貯蔵施設 (変更なし)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>22. 廃棄施設 (省略)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>22. 廃棄施設 (変更なし)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	
<p>23. 汚染を検査するための設備</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあつては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>23. 汚染を検査するための設備</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあつては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>23.1 管理区域</p> <p>M棟の管理区域において、放射線業務従事者が遵守すべき一般原則を次に示す。</p> <p>(1)管理区域への立入りは所定の出入口のみを使用し、他出入口は緊急時及び特別の許可のある場合を除き使用しない。</p> <p>(2)管理区域外への退出の際には、所定の出入口に設置した退出モニタ又はサーベイメータにより汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。</p> <p>(3)管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。</p> <p>(4)管理区域内で使用する防護装備、作業衣等は、管理区域外では使用しない。</p> <p>(5)管理区域内で作業を行う者及び一時立入りを許可された者は、TLDバッジを装着する。</p> <p>(6)管理区域内での飲食及び喫煙を行わない。</p> <p>(7)管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p>	<p>23.1 管理区域</p> <p>M棟の管理区域において、放射線業務従事者が遵守すべき一般原則を次に示す。</p> <p>(1)管理区域への立入りは所定の出入口のみを使用し、他出入口は緊急時及び特別の許可のある場合を除き使用しない。</p> <p>(2)管理区域外への退出の際には、所定の出入口に設置した退出モニタ又はサーベイメータにより汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。</p> <p>(3)管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。</p> <p>(4)管理区域内で使用する防護装備、作業衣等は、管理区域外では使用しない。</p> <p>(5)管理区域内で作業を行う者及び一時立入りを許可された者は、個人線量計を装着する。</p> <p>(6)管理区域内での飲食及び喫煙を行わない。</p> <p>(7)管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p>	<p>・許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可(令和4年12月20日付け原規規発第2212203号)を受けて規定済み</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>23.2 放射線業務従事者の被ばく管理 (省略)</p> <p>23.3 非常用防護具及び防護衣 (省略)</p> <p>24. 監視設備</p> <p>第二十六条 使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p> <p>24.1 管理区域内管理 (省略)</p> <p>24.2 野外管理 核燃料サイクル工学研究所敷地内外の定点で周辺環境の空間線量率を監視するため定期的にモニタリングを行う。 モニタリングについては、保安規定等に定めた方法で行う。 <u>また、放出する排気中の放射性物質濃度を排気モニタにより監視する。</u></p> <p>25. 非常用電源設備 (省略)</p> <p>第二十七条 使用前検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>23.2 放射線業務従事者の被ばく管理 (変更なし)</p> <p>23.3 非常用防護具及び防護衣 (変更なし)</p> <p>24. 監視設備</p> <p>第二十六条 使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p> <p>24.1 管理区域内管理 (変更なし)</p> <p>24.2 野外管理 核燃料サイクル工学研究所敷地内外の定点で周辺環境の空間線量率を監視するため定期的にモニタリングを行う。 モニタリングについては、保安規定等に定めた方法で行う。</p> <p>25. 非常用電源設備 (変更なし)</p> <p>第二十七条 使用前検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>の個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図るため。</p> <p>・放出する排気中の放射性物質濃度を排気モニタにより監視することは、24.1 管理区域内管理に記載しているため記載を削除する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>26. 通信連絡設備等 (省略)</p> <p>第二十八条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>26. 通信連絡設備等 (変更なし)</p> <p>第二十八条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	

変更前	補正後	変更理由
<p>給気機械室 更衣室 汚染検査室 圧縮バネルボックス 廃棄物保管場所 線源 評価点 ポンプユニット室</p> <p>線源: 200 Lドラム缶50本に収納した固体廃棄物(回収クランツ): 7.5 kgU²³⁵ ※ 固体廃棄物ドラム缶1本当たりのクランツ量は0.15 kgU(回収クランツ)とする。</p> <p>図 2-1 管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価位置</p>	<p>給気機械室 更衣室 汚染検査室 圧縮バネルボックス 廃棄物保管場所 線源 評価点 ポンプユニット室</p> <p>線源: 200 Lドラム缶50本に収納した固体廃棄物(回収クランツ): 7.5 kgU²³⁵ ※ 固体廃棄物ドラム缶1本当たりのクランツ量は0.15 kgU(回収クランツ)とする。</p> <p>図 2-1 管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価位置</p>	<p>変更理由</p> <ul style="list-style-type: none">・階段の見直しを図るため。

変更前	修正後	変更理由
<p>図24-1 M棟 1階放射線測定機器配置図</p>	<p>図24-1 M棟 1階放射線測定機器配置図</p>	<p>変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階段の見直しを図るため。

核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

新 旧 対 照 表

本文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本-1～6

本文図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・本図-1

添付書類1・・・・・・・・・・・・・・・・添1-1～12

(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に
関する説明書(事故に関するものを除く。))

添付書類2・・・・・・・・・・・・・・・・添2-1～2

(想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に
応ずる災害防止の措置に関する説明書)

東海事業所第2ウラン貯蔵庫

変 更 前	補 正 後	変更理由
1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)	1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)	
2. 使用の目的及び方法 (省略)	2. 使用の目的及び方法 (変更なし)	
3. 核燃料物質の種類 (省略)	3. 核燃料物質の種類 (変更なし)	
4. 使用の場所 (省略)	4. 使用の場所 (変更なし)	
5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (省略)	5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (変更なし)	
6. 使用済燃料の処分の方法 (省略)	6. 使用済燃料の処分の方法 (変更なし)	
7. 使用施設の位置、構造及び設備 (省略)	7. 使用施設の位置、構造及び設備 (変更なし)	
8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 8-1 貯蔵施設の位置 (省略)	8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 8-1 貯蔵施設の位置 (変更なし)	

変 更 前				補 正 後				変更理由
8-2 貯蔵施設の構造				8-2 貯蔵施設の構造				
貯蔵施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様	貯蔵施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様	
東海事業所第2 ウラン貯蔵庫	鉄骨造 ALC 板積 み 簡易耐火構造 平家建 東海事業所第2 ウラン貯蔵庫平 面図を図8-1- 1に示す。	延床面積 約300	耐震、構造強度：建築基準法に基づ き、水平震度は0.2である。 耐火構造： <u>消防法に基づく。</u> 閉じ込め：管理区域内は外気に対し て負圧にしうる。 遮蔽：管理区域境界における外部放 射線に係る実効線量の評価結果 は、添付書類1の「2. 遮蔽」に 示すとおり、線量告示に定められ た線量の1.3 mSv/3か月を下回る。 なお、放射線業務従事者の外部 被ばく線量は、線量告示に定めら れた線量限度を超えないように管 理する。 標識：人がみだりに管理区域内に立 ち入らないようにするため、添付 書類1の「4. 立ち入りの防止」に 示すとおり、標識を設ける。	東海事業所第2 ウラン貯蔵庫	鉄骨造 ALC 板積 み 簡易耐火構造 平家建 東海事業所第2 ウラン貯蔵庫平 面図を図8-1- 1に示す。	延床面積 約300	耐震、構造強度：建築基準法に基づ き、水平震度は0.2である。 耐火構造： <u>建築基準法に基づく。</u> 閉じ込め：管理区域内は外気に対し て負圧にしうる。 遮蔽：管理区域境界における外部放 射線に係る実効線量の評価結果 は、添付書類1の「2. 遮蔽」に 示すとおり、線量告示に定められ た線量の1.3 mSv/3か月を下回る。 なお、放射線業務従事者の外部 被ばく線量は、線量告示に定めら れた線量限度を超えないように管 理する。 標識：人がみだりに管理区域内に立 ち入らないようにするため、添付 書類1の「4. 立ち入りの防止」に 示すとおり、標識を設ける。	
貯 蔵 室 (1)		約 150	標識：核燃料物質が存在することを 明示するため、添付書類1の「21. 貯蔵施設」に示すとおり、標識を 設ける。	貯 蔵 室 (1)		約 150	標識：核燃料物質が存在することを 明示するため、添付書類1の「21. 貯蔵施設」に示すとおり、標識を 設ける。	
貯 蔵 室 (2)		約 55		貯 蔵 室 (2)		約 55		
秤 量 室		約 23		秤 量 室		約 23		

・設計仕様の耐
火構造に基づ
く法令名称の
適正化を図る
ため。

変 更 前					補 正 後					変更理由																																																					
8-3 貯蔵施設の設備 (1) 貯蔵容器 貯蔵施設で貯蔵する核燃料物質は、以下に示す貯蔵容器に収納する。 これら貯蔵容器は、図8-3-1に示す位置に貯蔵する。 貯蔵容器のうち、シリンダ及びコールドトラップの貯蔵位置詳細を図8-3-2に示す。					8-3 貯蔵施設の設備 (1) 貯蔵容器 貯蔵施設で貯蔵する核燃料物質は、以下に示す貯蔵容器に収納する。 これら貯蔵容器は、図8-3-1に示す位置に貯蔵する。 貯蔵容器のうち、シリンダ及びコールドトラップの貯蔵位置詳細を図8-3-2に示す。																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>貯蔵設備の名称</th> <th>最大数量^{※1}</th> <th>最大充てん量</th> <th>内容物の主な物理・化学的性状</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(貯蔵容器) 8 A シリンダ</td> <td>10 本</td> <td>78.4 kg (U量)/本^{※2}</td> <td>六ふっ化ウラン ・固体又は気体</td> <td>米国ANSI規格 相当品</td> </tr> <tr> <td>10 A シリンダ</td> <td>14 本</td> <td>91.3 kg (U量)/本^{※2}</td> <td>六ふっ化ウラン ・固体又は気体</td> <td>米国DOT規格</td> </tr> <tr> <td>5 A シリンダ</td> <td>1 本</td> <td>16.8 kg (U量)/本^{※2}</td> <td>六ふっ化ウラン ・固体又は気体</td> <td>米国DOT規格</td> </tr> <tr> <td>コールドトラップ</td> <td>32 基</td> <td>内容積の50%以下^{※2※3}</td> <td>六ふっ化ウラン ・固体又は気体</td> <td>材質：ステン レス等</td> </tr> <tr> <td>その他貯蔵容器</td> <td></td> <td></td> <td>ウラン及びウラン 化合物(六ふっ化ウ ランを除く) ・固体、液体</td> <td>ドラム缶等</td> </tr> </tbody> </table>	貯蔵設備の名称	最大数量 ^{※1}	最大充てん量	内容物の主な物理・化学的性状	仕様	(貯蔵容器) 8 A シリンダ	10 本	78.4 kg (U量)/本 ^{※2}	六ふっ化ウラン ・固体又は気体		米国ANSI規格 相当品	10 A シリンダ	14 本	91.3 kg (U量)/本 ^{※2}	六ふっ化ウラン ・固体又は気体	米国DOT規格	5 A シリンダ	1 本	16.8 kg (U量)/本 ^{※2}	六ふっ化ウラン ・固体又は気体	米国DOT規格	コールドトラップ	32 基	内容積の50%以下 ^{※2※3}	六ふっ化ウラン ・固体又は気体	材質：ステン レス等	その他貯蔵容器			ウラン及びウラン 化合物(六ふっ化ウ ランを除く) ・固体、液体	ドラム缶等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>貯蔵設備の名称</th> <th>最大数量^{※1}</th> <th>最大充てん量</th> <th>内容物の主な物理・化学的性状</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(貯蔵容器) 8 A シリンダ</td> <td>10 本</td> <td>78.4 kg (U量)/本^{※2}</td> <td>六ふっ化ウラン ・固体又は気体</td> <td>米国ANSI規格 相当品</td> </tr> <tr> <td>10 A シリンダ</td> <td>14 本</td> <td>91.3 kg (U量)/本^{※2}</td> <td>六ふっ化ウラン ・固体又は気体</td> <td>米国DOT規格</td> </tr> <tr> <td>5 A シリンダ</td> <td>1 本</td> <td>16.8 kg (U量)/本^{※2}</td> <td>六ふっ化ウラン ・固体又は気体</td> <td>米国DOT規格</td> </tr> <tr> <td>コールドトラップ</td> <td>32 基</td> <td>内容積の50%以下^{※2※3}</td> <td>六ふっ化ウラン ・固体又は気体</td> <td>材質：ステン レス等</td> </tr> <tr> <td>その他貯蔵容器</td> <td></td> <td></td> <td>ウラン及びウラン 化合物(六ふっ化ウ ランを除く) ・固体、液体</td> <td>ドラム缶等</td> </tr> </tbody> </table>	貯蔵設備の名称	最大数量 ^{※1}	最大充てん量	内容物の主な物理・化学的性状	仕様	(貯蔵容器) 8 A シリンダ	10 本	78.4 kg (U量)/本 ^{※2}	六ふっ化ウラン ・固体又は気体	米国ANSI規格 相当品	10 A シリンダ	14 本	91.3 kg (U量)/本 ^{※2}	六ふっ化ウラン ・固体又は気体	米国DOT規格	5 A シリンダ	1 本	16.8 kg (U量)/本 ^{※2}	六ふっ化ウラン ・固体又は気体	米国DOT規格	コールドトラップ	32 基	内容積の50%以下 ^{※2※3}	六ふっ化ウラン ・固体又は気体	材質：ステン レス等	その他貯蔵容器			ウラン及びウラン 化合物(六ふっ化ウ ランを除く) ・固体、液体	ドラム缶等	・表記の見直し を図るため。
貯蔵設備の名称	最大数量 ^{※1}	最大充てん量	内容物の主な物理・化学的性状	仕様																																																											
(貯蔵容器) 8 A シリンダ	10 本	78.4 kg (U量)/本 ^{※2}	六ふっ化ウラン ・固体又は気体	米国ANSI規格 相当品																																																											
10 A シリンダ	14 本	91.3 kg (U量)/本 ^{※2}	六ふっ化ウラン ・固体又は気体	米国DOT規格																																																											
5 A シリンダ	1 本	16.8 kg (U量)/本 ^{※2}	六ふっ化ウラン ・固体又は気体	米国DOT規格																																																											
コールドトラップ	32 基	内容積の50%以下 ^{※2※3}	六ふっ化ウラン ・固体又は気体	材質：ステン レス等																																																											
その他貯蔵容器			ウラン及びウラン 化合物(六ふっ化ウ ランを除く) ・固体、液体	ドラム缶等																																																											
貯蔵設備の名称	最大数量 ^{※1}	最大充てん量	内容物の主な物理・化学的性状	仕様																																																											
(貯蔵容器) 8 A シリンダ	10 本	78.4 kg (U量)/本 ^{※2}	六ふっ化ウラン ・固体又は気体	米国ANSI規格 相当品																																																											
10 A シリンダ	14 本	91.3 kg (U量)/本 ^{※2}	六ふっ化ウラン ・固体又は気体	米国DOT規格																																																											
5 A シリンダ	1 本	16.8 kg (U量)/本 ^{※2}	六ふっ化ウラン ・固体又は気体	米国DOT規格																																																											
コールドトラップ	32 基	内容積の50%以下 ^{※2※3}	六ふっ化ウラン ・固体又は気体	材質：ステン レス等																																																											
その他貯蔵容器			ウラン及びウラン 化合物(六ふっ化ウ ランを除く) ・固体、液体	ドラム缶等																																																											
臨界管理に関する核的制限値等(単一ユニット) (0.9%以上3%未満、濃縮ウラン) 核的制限値： $H/^{235}U \leq 10$ (減速度管理) 化学形態：六ふっ化ウラン 純 度：99.5%以上 封入容器：8 A及び10 Aシリンダ ※1 許可本数を超過してウランが充てんされた容器を貯蔵してはならない。 ※2 最大充てん量を超過してウランが充てんされた容器を貯蔵してはならない。 ※3 他施設において新たにウランを充てんした容器を貯蔵してはならない。					臨界管理に関する核的制限値等(単一ユニット) (0.9%以上3%未満、濃縮ウラン) 核的制限値： $H/^{235}U \leq 10$ (減速度管理) 化学形態：六ふっ化ウラン 純 度：99.5%以上 封入容器：8 A及び10 Aシリンダ ※1 許可本数を超過してウランが充てんされた容器を貯蔵してはならない。 ※2 最大充てん量を超過してウランが充てんされた容器を貯蔵してはならない。 ※3 他施設において新たにウランを充てんした容器を貯蔵してはならない。																																																										
9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 9-1 気体廃棄施設 9-1-1 気体廃棄施設の位置 (省略)					9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 9-1 気体廃棄施設 9-1-1 気体廃棄施設の位置 (変更なし)																																																										

変 更 前				補 正 後				変更理由
9-1-2 気体廃棄施設の構造				9-1-2 気体廃棄施設の構造				
気体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様	気体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様	
東海事業所第2ウラン貯蔵庫	「8-2 貯蔵施設の構造」と同じ。	約8	床は鉄筋コンクリートモルタル仕上、壁はALC板、天井はALC板ロックウール吹付	東海事業所第2ウラン貯蔵庫	「8-2 貯蔵施設の構造」と同じ。	約8	床は鉄筋コンクリートモルタル仕上、壁はALC板、天井はALC板ロックウール吹付	・既に使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「使用許可基準規則」という。）の要求事項を満足しているが、排気機械室の設計仕様に、標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。
給気機械室				約22				
排気機械室				排気機械室				

変更前		補正後		変更理由
9-1-3 気体廃棄施設の設備		9-1-3 気体廃棄施設の設備		
気体廃棄設備の名称	仕 様	気体廃棄設備の名称	仕 様	
排 風 機	1基 排気能力：約8 000 m ³ /h 耐震設計：水平震度 0.24 <u>(記載なし)</u>	排 風 機	1基 排気能力：約8 000 m ³ /h 耐震設計：水平震度 0.24 <u>標識：添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>	
高性能エアフィルタ	2列×2段 捕集効率：0.15 μm径の粒子に対して99.97%以上(単体として) 管理区域の空気は、高性能エアフィルタでろ過後、排気筒から屋外へ排出する。	高性能エアフィルタ	2列×2段 捕集効率：0.15 μm径の粒子に対して99.97%以上(単体として) 管理区域の空気は、高性能エアフィルタでろ過後、排気筒から屋外へ排出する。	
排気筒	耐震設計：水平震度 0.2 <u>(記載なし)</u> 図9-1-3に東海事業所第2ウラン貯蔵庫管理区域給排気系統図を示す。	排気筒	耐震設計：水平震度 0.2 <u>標識：添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u> 図9-1-3に東海事業所第2ウラン貯蔵庫管理区域給排気系統図を示す。	
放射線管理設備 排気モニタ	「8-3 貯蔵施設の設備」に記載のとおり。	放射線管理設備 排気モニタ	「8-3 貯蔵施設の設備」に記載のとおり。	
その他	「8-3 貯蔵施設の設備」に記載のとおり。	その他	「8-3 貯蔵施設の設備」に記載のとおり。	
その他	「8-3 貯蔵施設の設備」に記載のとおり。	その他	「8-3 貯蔵施設の設備」に記載のとおり。	
9-2 液体廃棄施設	(省略)	9-2 液体廃棄施設	(変更なし)	
9-3 固体廃棄施設 9-3-1 固体廃棄施設の位置	(省略)	9-3 固体廃棄施設 9-3-1 固体廃棄施設の位置	(変更なし)	

変 更 前				補 正 後				変更理由
9-3-2 固体廃棄施設の構造				9-3-2 固体廃棄施設の構造				
固体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様	固体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様	
東海事業所第2ウラン貯蔵庫	「8-2貯蔵施設の構造」と同じ。		「8-2貯蔵施設の構造」と同じ。	東海事業所第2ウラン貯蔵庫	「8-2貯蔵施設の構造」と同じ。		「8-2貯蔵施設の構造」と同じ。	・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、貯蔵室(2)の設計仕様に、標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりなく、設計変更及び工事も伴わない。
貯蔵室(2)		約55	保管能力:200ℓドラム缶換算で10本 ^{注)} <u>(記載なし)</u>	貯蔵室(2)		約55	保管能力:200ℓドラム缶換算で10本 ^{注)} <u>標識:人がみだりに固体廃棄施設に立ち入らないようにするため、添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>	
注) ウラン系廃棄物貯蔵施設及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の保管能力45 600本の内数				注) ウラン系廃棄物貯蔵施設及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の保管能力45 600本の内数				
9-3-3 固体廃棄施設の設備 (省略)				9-3-3 固体廃棄施設の設備 (変更なし)				

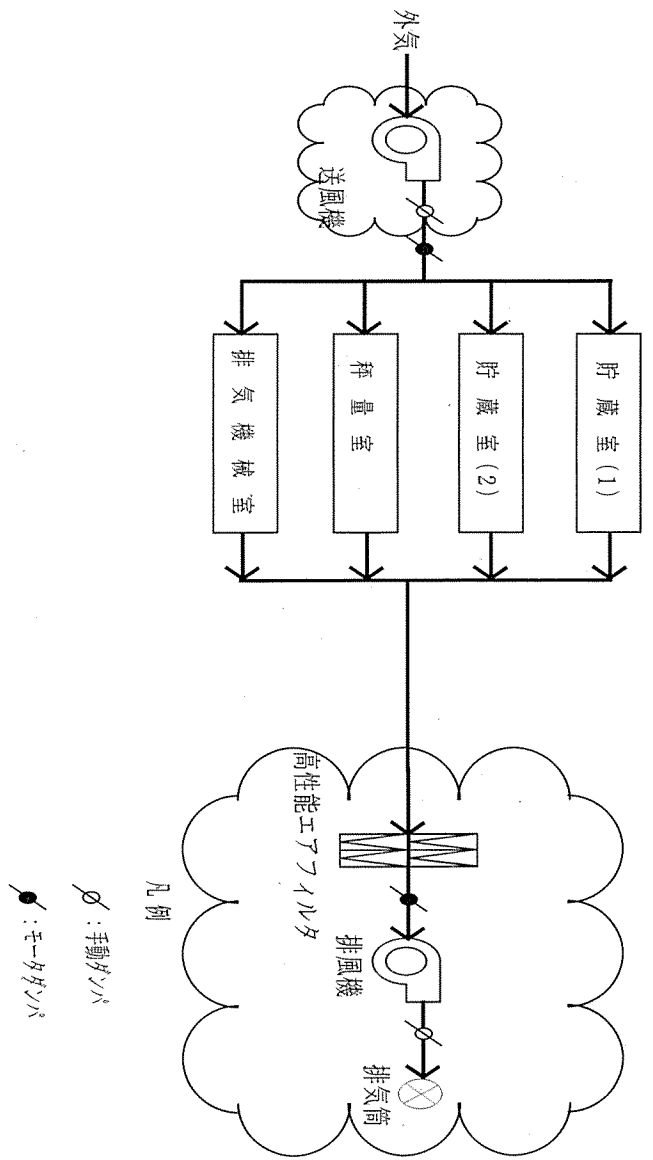
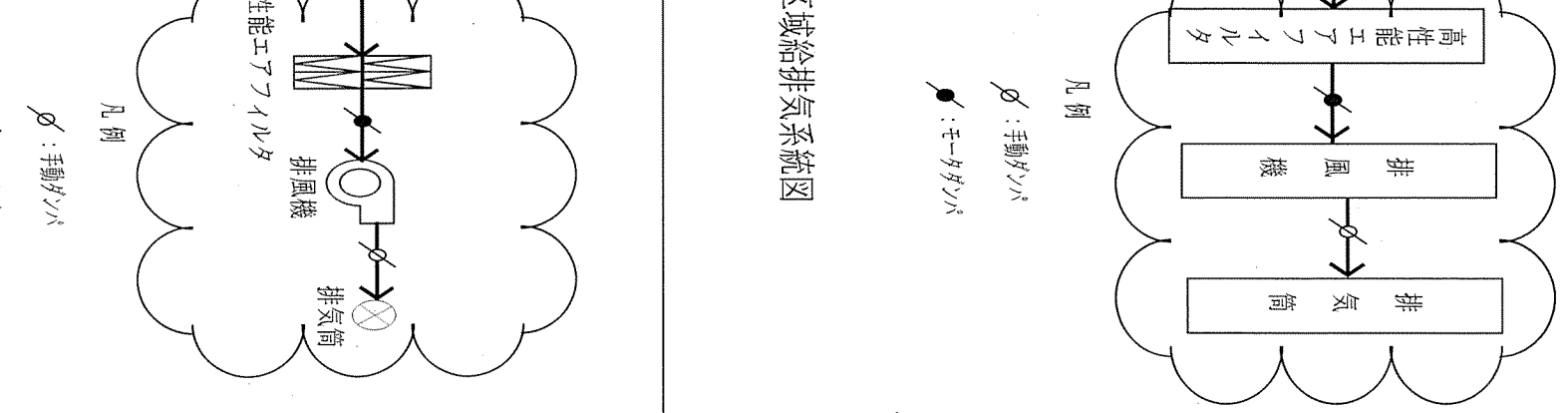
変更前	補正後	変更理由
 <p>凡例</p> <p>☐：手動ダンパ</p> <p>●：モータダンパ</p>	 <p>凡例</p> <p>☐：手動ダンパ</p> <p>●：モータダンパ</p>	<p>変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高性能エアフィルタのみで使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、環境影響評価に寄与しないプレフィルタの記載を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。

図9-1-3 東海事業所第2ウラン貯蔵庫管理区域給排気系統図

図9-1-3 東海事業所第2ウラン貯蔵庫管理区域給排気系統図

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>1. 閉じ込めの機能</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> </div> <p>1.1 概要 (省略)</p> <p>1.2 換気設備 (省略)</p> <p>1.3 UF₆貯蔵容器 (省略)</p> <p>1.4 管理区域 本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原則を次に示す。 (1) 管理区域への立入りは所定の出入口（以下「指定出入口」という。）のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別の許可のある場合以外は使用しない。 (2) 管理区域外への退出の際には、指定出入口に設置される退出モニタにより汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。 (3) 管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。 (4) 管理区域内で使用する防護装備等は、管理区域外では使用しない。</p>	<p>1. 閉じ込めの機能</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> </div> <p>1.1 概要 (変更なし)</p> <p>1.2 換気設備 (変更なし)</p> <p>1.3 UF₆貯蔵容器 (変更なし)</p> <p>1.4 管理区域 本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原則を次に示す。 (1) 管理区域への立入りは所定の出入口（以下「指定出入口」という。）のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別の許可のある場合以外は使用しない。 (2) 管理区域外への退出の際には、指定出入口に設置される退出モニタ又はサーベイメータにより汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。 (3) 管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。 (4) 管理区域内で使用する防護装備等は、管理区域外では使用しない。</p>	<p>・既に使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「使用許可基準規則」という。）の要求事項を満足しているが、汚染を検査する設備について、サーベイメータを用いる場合もあるため、サーベイメータを追記し明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>(5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立入りを許可された者は、<u>TLD</u>バッジを装着する。</p> <p>(6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。</p> <p>(7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p> <p>2. 遮蔽</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> </div>	<p>(5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立入りを許可された者は、<u>個人線量計</u>を装着する。</p> <p>(6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。</p> <p>(7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p> <p>2. 遮蔽</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> </div>	<p>・許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可(令和4年12月20日付け原規規発第2212203号)を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図るため。</p>
<p>2.1 概 要 (省略)</p> <p>2.2 外部被ばくの評価 (省略)</p> <p>2.3 管理区域境界の線量評価 管理区域境界における外部放射線に係る線量を評価する。評価対象室は、唯一の固体廃棄施設である貯蔵室(2)及び貯蔵室(2)と仕切りなく接する貯蔵室(1)とする。</p> <p>(1) 内蔵される放射性物質 貯蔵室(1)及び貯蔵室(2)には、ウラン及びウラン化合物を内蔵した容器が貯蔵されている。 UF₆充てん容器であるシリンダ及びコールドトラップには固体のUF₆が、ドラム缶等にはその他のウラン及びウラン化合物が、それぞれ許可最大存在量貯蔵されているものとする。また、固体廃棄施設には、200 Lドラム缶換算で10本の固体廃棄物を保管するものとし、内蔵する放射性物質は回収ウランとする。</p> <p>(2) 実効線量の計算方法 線源は、第2ウラン貯蔵庫に貯蔵される核燃料物質と施設内から発生する廃棄物である。</p>	<p>2.1 概 要 (変更なし)</p> <p>2.2 外部被ばくの評価 (変更なし)</p> <p>2.3 管理区域境界の線量評価 管理区域境界における外部放射線に係る線量を評価する。評価対象室は、唯一の固体廃棄施設である貯蔵室(2)及び貯蔵室(2)と仕切りなく接する貯蔵室(1)とする。</p> <p>(1) 内蔵される放射性物質 貯蔵室(1)及び貯蔵室(2)には、ウラン及びウラン化合物を内蔵した容器が貯蔵されている。 UF₆充てん容器であるシリンダ及びコールドトラップには固体のUF₆が、ドラム缶等にはその他のウラン及びウラン化合物が、それぞれ許可最大存在量貯蔵されているものとする。また、固体廃棄施設には、200 Lドラム缶換算で10本の固体廃棄物を保管するものとし、内蔵する放射性物質は回収ウランとする。</p> <p>(2) 実効線量の計算方法 線源は、第2ウラン貯蔵庫に貯蔵される核燃料物質と施設内から発生する廃棄物である。</p>	

変更前	補正後	変更理由
<p>核燃料物質の線源量は、第2ウラン貯蔵庫の最大貯蔵量の合計（3%（以下、本申請書において特記しない限り、%は質量分率を示す。）濃縮ウラン（回収ウラン）：40 kgU、1.2%濃縮ウラン（回収ウラン）：400 kgU、0.9%濃縮ウラン（回収ウラン）：300 kgU、天然ウラン：650 kgU、劣化ウラン：30kgU、劣化ウラン（回収ウラン）：550 kgUとし、固体廃棄物の線源量は、実績に基づきドラム缶1本当たり回収ウラン30 gU（実績値を考慮し、保守側に設定した値）とし、厳しい評価結果を与えるように設定する。また、線源強度及び線源スペクトルは、ORIGENコードにより求める。</p> <p>なお、評価に当たっては、図2-1に示す貯蔵核燃料物質の貯蔵の位置及び固体廃棄物の保管場所を考慮するとともに、壁（軽量気泡コンクリート（以下「ALC」という。）板及び一部コンクリート、10 cm厚）等による放射線の低減効果を考慮する。</p> <p>線量の計算に当たっては、点減衰核積分コード（QAD）を用いて直接線による線量率を求める。</p> <p>実効線量の換算に当たっては、ICRP Pub74⁽¹⁾ に示されている換算係数を用いる。</p> <p>(3) 遮蔽体 遮蔽体として、鉄製のUF₆充てん容器、ドラム缶、廃棄物収納容器並びにコンクリート製又はALC板製の壁を考慮する。鉄の密度は7.20 g/cm³、コンクリートの密度は2.05 g/cm³、ALC板の密度は0.50 g/cm³とする。</p> <p>(4) 実効線量の評価結果 前述の方法により、実効線量を評価する。評価位置は、線量率への寄与が大きい貯蔵室(1)の線源から最も近い管理区域境界壁の外側正面位置とする。線源配置と評価点位置を図2-1に、管理区域境界の線量評価モデルを図2-2及び図2-3に示す。</p> <p>管理区域境界における外部放射線に係る線量率は、貯蔵する核燃料物質の影響を考慮して1.8 μSv/hであり、3か月を500時間とした場合、0.9mSv/3か月となることから、線量告示に基づく管理区域の設定基準 1.3mSv/3か月を下回る。</p> <p>参考文献 (1) ICRP Publication 74 “Conversion Coefficients For use in Radiological Protection against External Radiation.” (1996)</p> <p>2.4 直接線及びスカイシャイン線による環境線量評価 (省略)</p>	<p>核燃料物質の線源量は、第2ウラン貯蔵庫の最大貯蔵量の合計（3%（以下、本申請書において特記しない限り、%は質量分率を示す。）濃縮ウラン（回収ウラン）：40 kgU、1.2%濃縮ウラン（回収ウラン）：400 kgU、0.9%濃縮ウラン（回収ウラン）：300 kgU、天然ウラン：650 kgU、劣化ウラン：30 kgU、劣化ウラン（回収ウラン）：550 kgUとし、固体廃棄物の線源量は、実績に基づきドラム缶1本当たり回収ウラン30 gU（実績値を考慮し、保守側に設定した値）とし、厳しい評価結果を与えるように設定する。また、線源強度及び線源スペクトルは、ORIGENコードにより求める。</p> <p>なお、評価に当たっては、図2-1に示す貯蔵核燃料物質の貯蔵の位置及び固体廃棄物の保管場所を考慮するとともに、壁（軽量気泡コンクリート（以下「ALC」という。）板及び一部コンクリート、10 cm厚）等による放射線の低減効果を考慮する。</p> <p>線量の計算に当たっては、点減衰核積分コード（QAD）を用いて直接線による線量率を求める。</p> <p>実効線量の換算に当たっては、ICRP Pub74⁽¹⁾ に示されている換算係数を用いる。</p> <p>(3) 遮蔽体 遮蔽体として、鉄製のUF₆充てん容器、ドラム缶、廃棄物収納容器並びにコンクリート製又はALC板製の壁を考慮する。鉄の密度は7.20 g/cm³、コンクリートの密度は2.05 g/cm³、ALC板の密度は0.50 g/cm³とする。</p> <p>(4) 実効線量の評価結果 前述の方法により、実効線量を評価する。評価位置は、線量率への寄与が大きい貯蔵室(1)の線源から最も近い管理区域境界壁の外側正面位置とする。線源配置と評価点位置を図2-1に、管理区域境界の線量評価モデルを図2-2及び図2-3に示す。</p> <p>管理区域境界における外部放射線に係る線量率は、貯蔵する核燃料物質の影響を考慮して1.8 μSv/hであり、3か月を500時間とした場合、0.9 mSv/3か月となることから、線量告示に基づく管理区域の設定基準 1.3 mSv/3か月を下回る。</p> <p>参考文献 (1) ICRP Publication 74 “Conversion Coefficients For use in Radiological Protection against External Radiation.” (1996)</p> <p>2.4 直接線及びスカイシャイン線による環境線量評価 (変更なし)</p>	<p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>3. 火災等による損傷の防止 (省略)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 施設検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（以下「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>3. 火災等による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正（令和2年4月1日施行。以下、変更理由においては「法令改正」という。）のため。</p>
<p>4. 立ち入りの防止</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかかな場合は、この限りでない。</p>	<p>4. 立入りの防止</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかかな場合は、この限りでない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>人がみだりに管理区域内に立ち入らないように管理区域境界を壁によって区画し、扉は施錠管理をする。管理区域の出入口及び管理区域境界の扉4か所には、標識を設ける。標識には、<u>日本工業規格</u>による放射能標識に「管理区域（核燃料物質使用施設）」、「（貯蔵施設）」、「（廃棄施設）」及び「許可なくして立入りを禁ず」を記載する。</p>	<p>人がみだりに管理区域内に立ち入らないように管理区域境界を壁によって区画し、扉は施錠管理をする。管理区域の出入口及び管理区域境界の扉4か所には、標識を設ける。標識には、<u>日本産業規格</u>による放射能標識に「管理区域（核燃料物質使用施設）」、「（貯蔵施設）」、「（廃棄施設）」及び「許可なくして立入りを禁ず」を記載する。</p>	<p>・工業標準化法（令和元年7月1日施行）の改正内容を反映し、規格名称の変更を行うため。</p>
<p>5. 自然現象による影響の考慮 (省略)</p> <p>第六条 使用施設等（施設検査対象施設は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>5. 自然現象による影響の考慮 (規則条文のみ変更)</p> <p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>6. 核燃料物質の臨界防止</p> <p>第七条 施設検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 施設検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>第2ウラン貯蔵庫で貯蔵する核燃料物質としては天然ウラン、濃縮ウラン及び劣化ウランである。このうち天然ウラン、劣化ウラン及び0.9%未満の濃縮ウランには、臨界の可能性がないので、ここでは濃縮度0.9%以上の濃縮ウランを充てんするシリンダについて評価する。</p> <p>濃縮度0.9%以上のUF₆を充てんしたシリンダを受け入れる場合は、核的制限値（減速度管理）$H/U^{235} \leq 10$を担保するために、純度が99.5%以上であることを分析値により確認する。これによりH/Uは常に0.088（濃縮度3%で$H/U^{235} = 2.9$、1.6%で$H/U^{235} = 5.5$に相当）以下に保持される。一方、濃縮度5.2%のUF₆の場合でも$H/U^{235} \leq 10$であれば質量無限大でも臨界となることはない⁽¹⁾。</p> <p>また、貯蔵中シリンダは、バルブ密閉の上、図6-1に示す専用架台に配置するが、建家構造から水没のおそれはなく、また、中性子干渉が問題となるような空気中水密度の上昇も考えられないので臨界上の問題は生じない。</p> <p>なお、8 Aシリンダ（米国ANSI規格相当品）に充てんするUF₆のU²³⁵濃縮度は3%未満、10 Aシリンダ（米国DOT規格）に充てんするUF₆は1.6%以下としている。</p> <p>参考文献 (1) K-1663 Hydrogen Moderation-A Primary Nuclear Safety Control for Handling and Transporting Low-Enrichment UF₆.</p> <p>7. 施設検査対象施設の地盤 (省略)</p> <p>第八条 施設検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該施設検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>6. 核燃料物質の臨界防止</p> <p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>第2ウラン貯蔵庫で貯蔵する核燃料物質としては天然ウラン、濃縮ウラン及び劣化ウランである。このうち天然ウラン、劣化ウラン及び0.9%未満の濃縮ウランには、臨界の可能性がないので、ここでは濃縮度0.9%以上の濃縮ウランを充てんするシリンダについて評価する。</p> <p>濃縮度0.9%以上のUF₆を充てんしたシリンダを受け入れる場合は、核的制限値（減速度管理）$H/U^{235} \leq 10$を担保するために、純度が99.5%以上であることを分析値により確認する。これによりH/Uは常に0.088（濃縮度3%で$H/U^{235} = 2.9$、1.6%で$H/U^{235} = 5.5$に相当）以下に保持される。一方、濃縮度5.2%のUF₆の場合でも$H/U^{235} \leq 10$であれば質量無限大でも臨界となることはない⁽¹⁾。</p> <p>また、貯蔵中シリンダは、バルブ密閉の上、図6-1に示す専用架台に配置するが、建家構造から水没のおそれはなく、また、中性子干渉が問題となるような空気中水密度の上昇も考えられないので臨界上の問題は生じない。</p> <p>なお、8 Aシリンダ（米国ANSI規格相当品）に充てんするUF₆のU²³⁵濃縮度は3%未満、10 Aシリンダ（米国DOT規格）に充てんするUF₆は1.6%以下としている。</p> <p>参考文献 (1) K-1663 Hydrogen Moderation-A Primary Nuclear Safety Control for Handling and Transporting Low-Enrichment UF₆.</p> <p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・法令改正のため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>8. 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>第九条 <u>施設検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができないものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>施設検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>8. 地震による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができないものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>使用前検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>9. 津波による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十条 <u>施設検査対象施設</u>は、その供用中に当該<u>施設検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>9. 津波による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その供用中に当該<u>使用前検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十一条 <u>施設検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>施設検査対象施設</u>は、<u>工場若しくは事業所</u>（以下「<u>工場等</u>」という。）内又はその周辺において想定される当該<u>施設検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十一条 <u>使用前検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>使用前検査対象施設</u>は、<u>工場等</u>内又はその周辺において想定される当該<u>使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>11. <u>施設検査対象施設</u>への人の不法な侵入等の防止</p> <p>第十二条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、<u>施設検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>施設検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>11. <u>使用前検査対象施設</u>への人の不法な侵入等の防止</p> <p>第十二条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、<u>使用前検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>使用前検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第2項及び核燃料物質の使用等に関する規則第3条の3に基づき、人の不法な侵入等の防止に必要な防護措置を講ずる。</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第56条の3第2項及び核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11の13に基づき、人の不法な侵入等の防止に必要な防護措置を講ずる。</p>	<p>・条項番号の誤記修正を行うため。</p>
<p>12. 溢水による損傷の防止 (省略)</p>	<p>12. 溢水による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>第十三条 施設検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p>	<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>第十四条 施設検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>14. 飛散物による損傷の防止 (省略)</p>	<p>14. 飛散物による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>第十五条 施設検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p>	<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (規則条文のみ変更)</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>第十六条 施設検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>16. 環境条件を考慮した設計 (省略)</p>	<p>16. 環境条件を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>第十七条 施設検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>17. 検査等を考慮した設計</p> <p>第十八条 <u>施設検査対象施設</u>は、当該<u>施設検査対象施設</u>の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p> <p>本施設における<u>施設検査対象</u>となる設備については、安全機能を確認するための検査及び試験並びに安全機能を維持するための保守及び修理ができるような構造とする。</p> <p>18. <u>施設検査対象施設</u>の共用 (省略)</p> <p>第十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、<u>施設検査対象施設</u>の安全性を損なわないものでなければならない。</p> <p>19. 誤操作の防止 (省略)</p> <p>第二十条 <u>施設検査対象施設</u>は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>17. 検査等を考慮した設計</p> <p>第十八条 <u>使用前検査対象施設</u>は、当該<u>使用前検査対象施設</u>の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p> <p>本施設における<u>使用前検査対象</u>となる設備については、安全機能を確認するための検査及び試験並びに安全機能を維持するための保守及び修理ができるような構造とする。</p> <p>18. <u>使用前検査対象施設</u>の共用 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、<u>使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわないものでなければならない。</p> <p>19. 誤操作の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p> <p>・法令改正のため。</p> <p>・法令改正のため。</p> <p>・法令改正のため。</p>
<p>20. 安全避難通路等 (省略)</p> <p>第二十一条 <u>施設検査対象施設</u>には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>20. 安全避難通路等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十一条 <u>使用前検査対象施設</u>には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>21. 貯蔵施設</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>三 標識を設けるものであること。</p> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>21. 貯蔵施設</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>三 標識を設けるものであること。</p> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	

変更前	補正後	変更理由
<p>21.1 貯蔵するための必要な容量 (省略)</p> <p>21.2 施錠及び立入制限の措置 (省略)</p> <p>21.3 標識等の設置 貯蔵室(1)及び貯蔵室(2)の扉には、核燃料物質が存在することを明示するため、標識を設ける。標識には、<u>日本工業規格</u>による放射能標識に「貯蔵施設」及び「許可なくして立入りを禁ず」を記載する。 あわせて、貯蔵施設の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示する。</p> <p>21.4 その他 (省略)</p>	<p>21.1 貯蔵するための必要な容量 (変更なし)</p> <p>21.2 施錠及び立入制限の措置 (変更なし)</p> <p>21.3 標識等の設置 貯蔵室(1)及び貯蔵室(2)の扉には、核燃料物質が存在することを明示するため、標識を設ける。標識には、<u>日本産業規格</u>による放射能標識に「貯蔵施設」及び「許可なくして立入りを禁ず」を記載する。 あわせて、貯蔵施設の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示する。</p> <p>21.4 その他 (変更なし)</p>	<p>・工業標準化法(令和元年7月1日施行)の改正内容を反映し、規格名称の変更を行うため。</p>
<p>22. 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>22. 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	
<p>22.1 気体廃棄施設</p> <p>22.1.1 管理区域内の空気中の放射性物質濃度評価 管理区域内における空気中の放射性物質濃度を評価する。評価対象室は、固体廃棄施設である貯蔵室(2)とする。 貯蔵室(2)は、固体廃棄物の保管及び固体廃棄物の分別・詰め替え作業を行う固体廃棄施設</p>	<p>22.1 気体廃棄施設</p> <p>22.1.1 管理区域内の空気中の放射性物質濃度評価 管理区域内における空気中の放射性物質濃度を評価する。評価対象室は、固体廃棄施設である貯蔵室(2)とする。 貯蔵室(2)は、固体廃棄物の保管及び固体廃棄物の分別・詰め替え作業を行う固体廃棄施設</p>	

変更前	補正後	変更理由																				
<p>設であるとともに核燃料物質の貯蔵施設でもあり、保管する固体廃棄物は、ビニルシート等で梱包したうえドラム缶等の閉じ込め性の高い金属製容器に収納するほか、容器に収納できない大型の構造物等はビニルシート等で多重に梱包する汚染拡大防止措置を施すため、容器等から放射性物質が漏れることはない。また、核燃料物質の貯蔵に使用する容器であるシリンダ、コールドトラップ、ドラム缶等は核燃料物質が漏れない構造となっており、貯蔵中の容器からは、核燃料物質が漏れることはないことから、固体廃棄物の分別・詰め替え作業による空気中の放射性物質濃度を評価する。</p> <p>空気中の放射性物質濃度評価は、RADIOISOTOPES, 32, 260~269(1983)⁽¹⁾より、次表に示す係数及び次式により行う。また、廃棄施設の換気回数は6回/hとし、天然ウランの比放射能を2.615×10^4 Bq/gU、使用済燃料を化学的方法により処理して得られたウラン（以下「回収ウラン」という。）の比放射能を7×10^4 Bq/gUとする。</p> <p>空気中の放射性物質濃度＝取扱量×飛散率×物理形態係数×行為係数×閉じ込め係数/ (室体積×換気回数×8時間)</p> <table border="1" data-bbox="293 699 1032 874"> <thead> <tr> <th>飛散に係る要素の分類・区分</th> <th>係数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核種（ウラン）による飛散率（/日）</td> <td>10^{-7}</td> </tr> <tr> <td>物理的形態による係数</td> <td>粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1</td> </tr> <tr> <td>取扱い行為による係数</td> <td>加熱：×100、化学反応又は機械加工×10、一般的操作×1、静置×0.1</td> </tr> <tr> <td>閉じ込め性による係数</td> <td>フード等：×0.1、開放：×1</td> </tr> </tbody> </table> <p>固体廃棄物の分別・詰め替え作業における空気中の放射性物質濃度評価条件は、1日の分別・詰め替え作業量をドラム缶で最大10本とし、ドラム缶1本当たりのウラン量を30 gUとする。<u>取扱い</u>時の物理的形態はルーズな付着汚染による粉体を想定し、係数は×10とする。<u>取扱い</u>行為は、一般操作であるため係数は×1となる。閉じ込め性による係数は汚染拡大防止措置を施したエリア内で防護具を装着して行うが、保守的に開放作業を想定し、係数は×1とする。</p> <p>なお、貯蔵室(2)は隣接する貯蔵室(1)と仕切り壁がないため、貯蔵室(1)と貯蔵室(2)は一つの室として評価する。</p> <p>以上から、固体廃棄物の分別・詰め替え作業時の空気中の放射性物質濃度は、 $(10(\text{本/日}) \times 30(\text{gU/本}) \times 1 \times 10^{-7} \times 10 \times 1 \times 1 \times 7 \times 10^4 (\text{Bq/gU})) /$ $(1 \text{ 202}(\text{m}^3/\text{回}) \times 10^6(\text{cm}^3/\text{m}^3) \times 6(\text{回/h}) \times 8(\text{h/日}))$ $= 3.64 \times 10^{-10}(\text{Bq/cm}^3)$ となる。</p> <p>この施設の空気中の放射性物質の濃度は、濃度限度が最も厳しいU-234によるものとしても、線量告示の放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度3×10^{-6} Bq/cm³よりも十分に小さい。</p> <p>なお、この評価値は濃度限度と比較して十分低いため、放射線業務従事者の内部被ばくへの影響はない。</p>	飛散に係る要素の分類・区分	係数等	核種（ウラン）による飛散率（/日）	10^{-7}	物理的形態による係数	粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1	取扱い行為による係数	加熱：×100、化学反応又は機械加工×10、一般的操作×1、静置×0.1	閉じ込め性による係数	フード等：×0.1、開放：×1	<p>設であるとともに核燃料物質の貯蔵施設でもあり、保管する固体廃棄物は、ビニルシート等で梱包したうえドラム缶等の閉じ込め性の高い金属製容器に収納するほか、容器に収納できない大型の構造物等はビニルシート等で多重に梱包する汚染拡大防止措置を施すため、容器等から放射性物質が漏れることはない。また、核燃料物質の貯蔵に使用する容器であるシリンダ、コールドトラップ、ドラム缶等は核燃料物質が漏れない構造となっており、貯蔵中の容器からは、核燃料物質が漏れることはないことから、固体廃棄物の分別・詰め替え作業による空気中の放射性物質濃度を評価する。</p> <p>空気中の放射性物質濃度評価は、RADIOISOTOPES, 32, 260~269(1983)⁽¹⁾より、次表に示す係数及び次式により行う。また、廃棄施設の換気回数は6回/hとし、天然ウランの比放射能を2.615×10^4 Bq/gU、使用済燃料を化学的方法により処理して得られたウラン（以下「回収ウラン」という。）の比放射能を7×10^4 Bq/gUとする。</p> <p>空気中の放射性物質濃度＝取扱量×飛散率×物理形態係数×行為係数×閉じ込め係数/ (室体積×換気回数×8時間)</p> <table border="1" data-bbox="1240 699 1980 874"> <thead> <tr> <th>飛散に係る要素の分類・区分</th> <th>係数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核種（ウラン）による飛散率（/日）</td> <td>10^{-7}</td> </tr> <tr> <td>物理的形態による係数</td> <td>粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1</td> </tr> <tr> <td>取扱い行為による係数</td> <td>加熱：×100、化学反応又は機械加工×10、一般的操作×1、静置×0.1</td> </tr> <tr> <td>閉じ込め性による係数</td> <td>フード等：×0.1、開放：×1</td> </tr> </tbody> </table> <p>固体廃棄物の分別・詰め替え作業における空気中の放射性物質濃度評価条件は、1日の分別・詰め替え作業量をドラム缶で最大10本とし、ドラム缶1本当たりのウラン量を30 gUとする。<u>取扱い</u>時の物理的形態はルーズな付着汚染による粉体を想定し、<u>物理的形態による係数</u>は×10とする。<u>取扱い</u>行為は、一般操作であるため<u>取扱い行為による係数</u>は×1となる。閉じ込め性による係数は汚染拡大防止措置を施したエリア内で防護具を装着して行うが、保守的に開放作業を想定し、<u>閉じ込め性による係数</u>は×1とする。</p> <p>なお、貯蔵室(2)は隣接する貯蔵室(1)と仕切り壁がないため、貯蔵室(1)と貯蔵室(2)は一つの室として評価する。</p> <p>以上から、固体廃棄物の分別・詰め替え作業時の空気中の放射性物質濃度は、 $(10(\text{本/日}) \times 30(\text{gU/本}) \times 1 \times 10^{-7} \times 10 \times 1 \times 1 \times 7 \times 10^4 (\text{Bq/gU})) /$ $(1 \text{ 202}(\text{m}^3/\text{回}) \times 10^6(\text{cm}^3/\text{m}^3) \times 6(\text{回/h}) \times 8(\text{h/日}))$ $= 3.64 \times 10^{-10}(\text{Bq/cm}^3)$ となる。</p> <p>この施設の空気中の放射性物質の濃度は、濃度限度が最も厳しいU-234によるものとしても、線量告示の放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度3×10^{-6} Bq/cm³よりも十分に小さい。</p> <p>なお、この評価値は濃度限度と比較して十分低いため、放射線業務従事者の内部被ばくへの影響はない。</p>	飛散に係る要素の分類・区分	係数等	核種（ウラン）による飛散率（/日）	10^{-7}	物理的形態による係数	粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1	取扱い行為による係数	加熱：×100、化学反応又は機械加工×10、一般的操作×1、静置×0.1	閉じ込め性による係数	フード等：×0.1、開放：×1	<p>・表現の見直しを図るため。</p> <p>・表現の見直しを図るため。</p>
飛散に係る要素の分類・区分	係数等																					
核種（ウラン）による飛散率（/日）	10^{-7}																					
物理的形態による係数	粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1																					
取扱い行為による係数	加熱：×100、化学反応又は機械加工×10、一般的操作×1、静置×0.1																					
閉じ込め性による係数	フード等：×0.1、開放：×1																					
飛散に係る要素の分類・区分	係数等																					
核種（ウラン）による飛散率（/日）	10^{-7}																					
物理的形態による係数	粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1																					
取扱い行為による係数	加熱：×100、化学反応又は機械加工×10、一般的操作×1、静置×0.1																					
閉じ込め性による係数	フード等：×0.1、開放：×1																					

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>22.1.2 気体廃棄物の放出に伴う環境線量評価 (省略)</p> <p>22.2 液体廃棄施設 (省略)</p> <p>22.3 固体廃棄施設 (省略)</p> <p>(記載なし)</p>	<p>22.1.2 気体廃棄物の放出に伴う環境線量評価 (変更なし)</p> <p>22.2 液体廃棄施設 (変更なし)</p> <p>22.3 固体廃棄施設 (変更なし)</p> <p>22.4 標識の設置</p> <p>22.4.1 廃棄施設の標識 廃棄施設には標識を設ける。標識には、日本産業規格による放射能標識に「廃棄施設」及び「許可なくして立ち入りを禁ず」を記載する。</p> <p>22.4.2 排気設備の標識 排風機並びに排気筒には、日本産業規格による放射能標識に「排気設備」及び「許可なくして触れることを禁ず」を記載した標識を設ける。</p>	<p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、廃棄施設及び排気設備について、法令要求事項である標識についての記載の明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>
<p>23. 汚染を検査するための設備 (省略)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>23. 汚染を検査するための設備 (変更なし)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>24. 監視設備</p> <p>第二十六条 施設検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該施設検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>24. 監視設備</p> <p>第二十六条 使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>24.1 管理区域内のモニタリング</p> <p>管理区域内のモニタリングは放射線管理第1課員により定常的及び随時必要に応じて行う。放射線管理第1課員が行う定常管理は次のようなものである。</p> <p>(1) 作業環境空気及び排気中の放射性物質濃度の測定</p>	<p>24.1 管理区域内のモニタリング</p> <p>管理区域内のモニタリングは放射線管理第1課員により定常的及び随時必要に応じて行う。放射線管理第1課員が行う定常管理は次のようなものである。</p> <p>(1) 作業環境空気及び排気中の放射性物質濃度の測定</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>方 法：排気モニタ、エアスニフア</p> <p>(2) 管理区域内の放射性物質の表面密度の測定 方 法：スミヤ法、サーベイメータによる直接サーベイ</p> <p>(3) 作業環境の空間線量率の測定 方 法：サーベイメータ、<u>TLD</u></p> <p>なお、放射線業務従事者の外部被ばく（全身）は、個人線量計によって3箇月ごとに定期的に測定する。内部被ばくについては、定期的（年1回以上）に尿試料を採取、測定して管理する。</p> <p>24.2 野外管理 核燃料サイクル工学研究所敷地内外の定点で、<u>大気塵埃、河川水等を採取し、その放射性物質濃度等を定期的に測定する。</u></p> <p>25. 非常用電源設備 (省略)</p> <p>第二十七条 <u>施設検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他<u>当該施設検査対象施設</u>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p> <p>26. 通信連絡設備等 (省略)</p> <p>第二十八条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>方 法：排気モニタ、エアスニフア</p> <p>(2) 管理区域内の放射性物質の表面密度の測定 方 法：スミヤ法、サーベイメータによる直接サーベイ</p> <p>(3) 作業環境の空間線量率の測定 方 法：サーベイメータ、<u>積算線量計</u></p> <p>なお、放射線業務従事者の外部被ばく（全身）は、個人線量計によって3箇月ごとに定期的に測定する。内部被ばくについては、定期的（年1回以上）に尿試料を採取、測定して管理する。</p> <p>24.2 野外管理 核燃料サイクル工学研究所敷地内外の定点で、<u>周辺環境の空間線量率を監視するため定期的にモニタリングを行う。</u> <u>モニタリングについては、保安規定等に定めた方法で行う。</u></p> <p>25. 非常用電源設備 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十七条 <u>使用前検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他<u>当該使用前検査対象施設</u>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p> <p>26. 通信連絡設備等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十八条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>・TLDの生産終了に伴い、TLDに係る記載を線量計の種類を特定しない記載へ変更する。</p> <p>・法令の要求事項に合わせて野外管理について記載を見直したため。</p> <p>・法令改正のため。</p> <p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>1. 設計評価事故時の放射線障害の防止</p> <p>第二十二条 施設検査対象施設は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p> <p>東海事業所第2ウラン貯蔵庫（以下「第2ウラン貯蔵庫」という。）での核燃料物質の取り扱い、ウラン化合物を充てんしたシリンダ等の搬入、搬出及び貯蔵である。</p> <p>第2ウラン貯蔵庫は、前項までに述べたような各種の安全対策により周辺環境に影響が及ぶような事故が起るとは考えられないが、技術的に考えて最悪の場合には起るかも知れない事故としては、六ふっ化ウラン（以下「UF₆」と表記する。）を多量に充てんするUF₆シリンダを建家内でクレーンを使って移動中、何らかの外力が働き、誤って落下させることが考えられる。UF₆シリンダのバルブ部には保護キャップを取り付けており、万一落下したとしてもバルブに致命的な破損は生じない構造となっているが、仮にバルブが破損し漏れを生じた場合、温度56.5℃以下ではシリンダ内のUF₆圧力は大気に対し負圧であり、UF₆は空気流入後平衡に達してから拡散によりシリンダ外に漏れることになる。</p> <p>ここでは、外部に対して最も影響の大きい8 Aシリンダのバルブが破損した場合について検討する。シリンダの開口部はバルブの口径（2.2 cm）から3.8 cm²、UF₆温度は盛夏の気温に安全をみて40℃とすると、漏れを止める応急処置までの時間（1時間とする。）に拡散するUF₆量は以下ようになる。</p> $G = K \cdot A \cdot \rho \cdot D \cdot \frac{1}{\ell} \cdot \Delta N$ <p>G：放出量（g/s） K：放出係数（0.3 とする） A：リーク断面積（cm²） ρ：密度（g/cm³） D：拡散係数（cm²/s） ℓ：リーク口長さ（cm） ΔN：濃度差</p> $0.3 \times 3.8 \text{ (cm}^2\text{)} \times 274 \times 10^{-6} \text{ (g/cm}^3\text{)} \times \frac{1}{0.48 \text{ (cm)}} \times \frac{39 \ 900}{101 \ 080}$ <p>= 256.9 × 10⁻⁶ g/s = <u>0.9g/h</u></p> <p>このUF₆量0.9 gをU量に換算すると約0.6 gとなるが、以下の評価においては1.0 gと</p>	<p>1. 設計評価事故時の放射線障害の防止</p> <p>第二十二条 使用前検査対象施設は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p> <p>東海事業所第2ウラン貯蔵庫（以下「第2ウラン貯蔵庫」という。）での核燃料物質の取り扱い、ウラン化合物を充てんしたシリンダ等の搬入、搬出及び貯蔵である。</p> <p>第2ウラン貯蔵庫は、前項までに述べたような各種の安全対策により周辺環境に影響が及ぶような事故が起るとは考えられないが、技術的に考えて最悪の場合には起るかも知れない事故としては、六ふっ化ウラン（以下「UF₆」と表記する。）を多量に充てんするUF₆シリンダを建家内でクレーンを使って移動中、何らかの外力が働き、誤って落下させることが考えられる。UF₆シリンダのバルブ部には保護キャップを取り付けており、万一落下したとしてもバルブに致命的な破損は生じない構造となっているが、仮にバルブが破損し漏れを生じた場合、温度56.5℃以下ではシリンダ内のUF₆圧力は大気に対し負圧であり、UF₆は空気流入後平衡に達してから拡散によりシリンダ外に漏れることになる。</p> <p>ここでは、外部に対して最も影響の大きい8 Aシリンダのバルブが破損した場合について検討する。シリンダの開口部はバルブの口径（2.2 cm）から3.8 cm²、UF₆温度は盛夏の気温に安全をみて40℃とすると、漏れを止める応急処置までの時間（1時間とする。）に拡散するUF₆量は以下ようになる。</p> $G = K \cdot A \cdot \rho \cdot D \cdot \frac{1}{\ell} \cdot \Delta N$ <p>G：放出量（g/s） K：放出係数（0.3 とする） A：リーク断面積（cm²） ρ：密度（g/cm³） D：拡散係数（cm²/s） ℓ：リーク口長さ（cm） ΔN：濃度差</p> $0.3 \times 3.8 \text{ (cm}^2\text{)} \times 274 \times 10^{-6} \text{ (g/cm}^3\text{)} \times \frac{1}{0.48 \text{ (cm)}} \times \frac{39 \ 900}{101 \ 080}$ <p>= 256.9 × 10⁻⁶ g/s = <u>0.9 g/h</u></p> <p>このUF₆量0.9 gをU量に換算すると約0.6 gとなるが、以下の評価においては1.0 gと</p>	<p>・使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正（令和2年4月1日施行。以下、変更理由においては「法令改正」という。）のため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>する。拡散したUF₆は空気中の水分により加水分解しふっ化ウラニル（以下「UO₂F₂」という。）を生成し、UO₂F₂は壁、ダクト壁等へ50%付着し、残りが排気処理されるとする。排気設備の排気量が約8 000 m³/hであるので、濃縮ウランの比放射能を1.5×10⁵ Bq/g、高性能エアフィルタの捕集効率を99.9%とすれば、排気筒出口での事故時の1時間の放射性物質濃度は <u>9.4×10⁻⁹ Bq/cm³</u>、<u>3箇月</u>平均濃度で <u>4.3×10⁻¹² Bq/cm³</u>となる。これは核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号）による周辺監視区域外の濃度限度 <u>3×10⁻⁹Bq/cm³</u>を大幅に下回る。</p> <p>2. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (省略)</p> <p>第二十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、<u>当該施設検査対象施設</u>から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>する。拡散したUF₆は空気中の水分により加水分解しふっ化ウラニル（以下「UO₂F₂」という。）を生成し、UO₂F₂は壁、ダクト壁等へ50%付着し、残りが排気処理されるとする。排気設備の排気量が約8 000 m³/hであるので、濃縮ウランの比放射能を1.5×10⁵ Bq/g、高性能エアフィルタの捕集効率を99.9%とすれば、排気筒出口での事故時の1時間の放射性物質濃度は <u>9.4×10⁻⁹ Bq/cm³</u>、<u>3か月</u>平均濃度で <u>4.3×10⁻¹² Bq/cm³</u>となる。これは核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号）による周辺監視区域外の濃度限度 <u>3×10⁻⁹ Bq/cm³</u>を大幅に下回る。</p> <p>2. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、<u>当該使用前検査対象施設</u>から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・法令改正のため。</p>

核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

新旧対照表

本文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 本-1～3

本文図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 本図-1～2

添付書類1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 添1-1～7

(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に
関する説明書(事故に関するものを除く。))

添付書類2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 変更なし

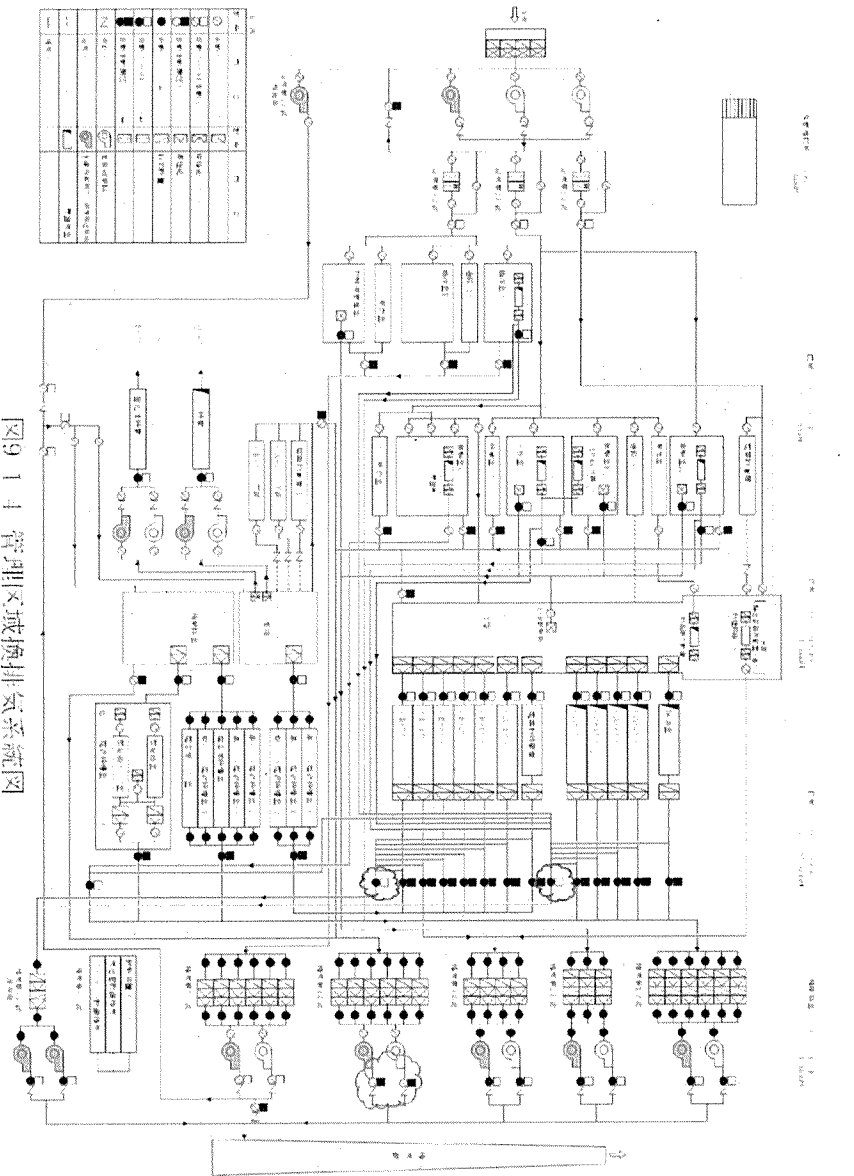
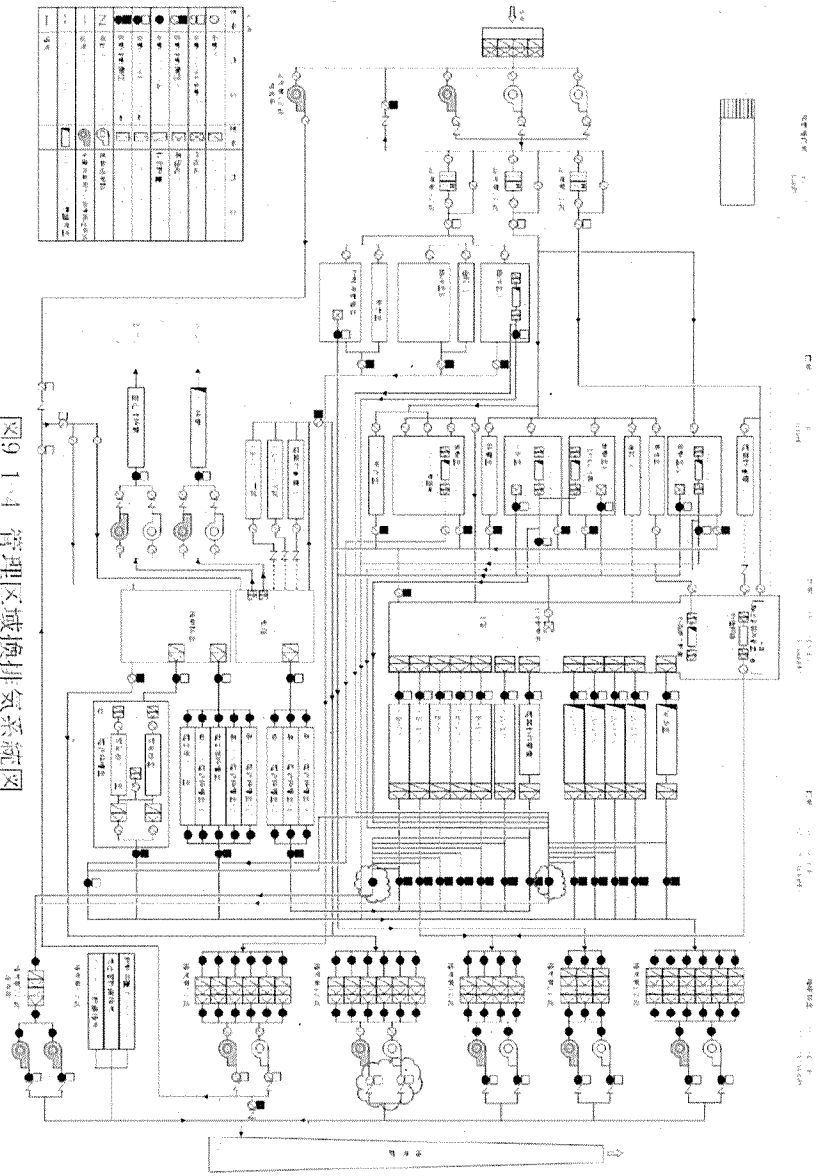
(想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に
応ずる災害防止の措置に関する説明書)

高レベル放射性物質研究施設

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)</p> <p>2. 使用の目的及び方法 (省略)</p> <p>3. 核燃料物質の種類 (省略)</p> <p>4. 使用の場所 (省略)</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (省略)</p> <p>6. 使用済燃料の処分の方法 (省略)</p> <p>7. 使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7-1 使用施設の位置 (省略)</p>	<p>1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)</p> <p>2. 使用の目的及び方法 (変更なし)</p> <p>3. 核燃料物質の種類 (変更なし)</p> <p>4. 使用の場所 (変更なし)</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (変更なし)</p> <p>6. 使用済燃料の処分の方法 (変更なし)</p> <p>7. 使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7-1 使用施設の位置 (変更なし)</p>	

変 更 前				補 正 後				変更理由
7-2 使用施設の構造				7-2 使用施設の構造				
使用施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様	使用施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様	・設計仕様の耐火構造に基づく法令名称の適正化を図るため。 ・設計仕様の耐火構造に基づく法令名称の適正化を図るため。
管理棟	鉄筋コンクリート 耐火構造 地上2階	延床面積 約 1 140 1階 約 830 2階 約 310	耐震構造：水平震度 0.2 耐火構造：消防法に基づく	管理棟	鉄筋コンクリート 耐火構造 地上2階	延床面積 約 1 140 1階 約 830 2階 約 310	耐震構造：水平震度 0.2 耐火構造：建築基準法に基づく	
研究棟	鉄筋コンクリート 耐火構造 地下1階、 地上3階	延床面積 約 6 170 地階 約 1 960 1階 約 2 060 2階 約 1 900 3階 約 250	耐震構造：水平震度 0.3 耐火構造：消防法に基づく 閉じ込め：管理区域内は、以下のように 外気に対して負圧に維持する。 区域区分：グリーン、アンバー、レッド の3区域 グリーン区域 線量率 12.5 μSv/h以下 負圧 -20~-70 Pa アンバー区域 線量率 200 μSv/h以下 負圧 -80~-150 Pa レッド区域 線量率 200 μSv/hを超える 負圧 -200~-500 Pa 床：汚染の可能性のある室の床は、塩化ビニルシート、エポキシ樹脂ライニング又はウレタン系塗装、その他の室はプラスチックタイル、塩化ビニル樹脂塗装又はエポキシ樹脂塗装仕上げとする。 壁：塩化ビニル樹脂塗装又はエポキシ樹脂塗装 天井：塩化ビニル樹脂塗装又はポリウレタン樹脂塗装	研究棟	鉄筋コンクリート 耐火構造 地下1階、 地上3階	延床面積 約 6 170 地階 約 1 960 1階 約 2 060 2階 約 1 900 3階 約 250	耐震構造：水平震度 0.3 耐火構造：建築基準法に基づく 閉じ込め：管理区域内は、以下のように 外気に対して負圧に維持する。 区域区分：グリーン、アンバー、レッド の3区域 グリーン区域 線量率 12.5 μSv/h以下 負圧 -20~-70 Pa アンバー区域 線量率 200 μSv/h以下 負圧 -80~-150 Pa レッド区域 線量率 200 μSv/hを超える 負圧 -200~-500 Pa 床：汚染の可能性のある室の床は、塩化ビニルシート、エポキシ樹脂ライニング又はウレタン系塗装、その他の室はプラスチックタイル、塩化ビニル樹脂塗装又はエポキシ樹脂塗装仕上げとする。 壁：塩化ビニル樹脂塗装又はエポキシ樹脂塗装 天井：塩化ビニル樹脂塗装又はポリウレタン樹脂塗装	

変 更 前			補 正 後			変更理由
7-3 使用施設の設備			7-3 使用施設の設備			
使用設備の名称 (省略)	個数	仕 様 (省略)	使用設備の名称 (変更なし)	個数	仕 様 (変更なし)	
(放射線管理設備)		放射線管理機器配置図を図7-3-1～図7-3-3に示す。	(放射線管理設備)		放射線管理機器配置図を図7-3-1～図7-3-3に示す。	
排気モニタ	1 個	耐震設計：水平震度0.36	排気モニタ	1 個	耐震設計：水平震度0.36	
α線用空気モニタ	5 個	耐震設計：水平震度0.24	α線用空気モニタ	5 個	耐震設計：水平震度0.24	
β線用空気モニタ	11 個	耐震設計：水平震度0.24	β線用空気モニタ	11 個	耐震設計：水平震度0.24	
(記載なし)		(記載なし)	γ線用エリアモニタ	19 個	耐震設計：水平震度0.24	
(記載なし)		(記載なし)	中性子線用エリアモニタ	2 個	耐震設計：水平震度0.24	
その他	1 式	γ線用エリアモニタ、中性子線用エリアモニタ、エアスニファ、退出モニタ等	その他	1 式	エアスニファ、退出モニタ等	
(省略)		(省略)	(変更なし)		(変更なし)	
8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備		(省略)	8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備		(変更なし)	
9. 廃棄施設の位置、構造及び設備		(省略)	9. 廃棄施設の位置、構造及び設備		(変更なし)	

変更前	補正後	変更理由
		<p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、排気第7系統のフィルタユニット上流にある自動ON-OFFバタフライ弁を手動バタフライ弁に適正化する。なお、本変更により使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはない。設計変更及び工事は伴わない。</p> <p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、排気第4系統のプロウ下流の自動作動調圧ダンパを自動ON-OFF作動ダンパに適正化する。なお、本変更により使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはない。設計変更及び工事は伴わない。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>図9-2-3 廃液系統図</p>	<p>図9-2-3 廃液系統図</p>	<p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、極低レベル廃液貯槽(2)のオフガス配管経路を適正化する。なお、本変更により使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりなく、設計変更及び工事は伴わない。</p> <p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、極低レベル廃液貯槽(2)から蒸発缶に移送する配管経路を適正化する。なお、本変更により使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりなく、設計変更及び工事は伴わない。</p>

本図-2

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>本施設における安全上重要な施設の有無について (省略)</p> <p>[1] 閉じ込めの機能</p> <div data-bbox="129 352 999 416" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> </div> <p>1. 管理区域 空間線量率、水中あるいは空気中の放射性物質濃度及び表面密度が、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号）（以下、「線量告示」という。）によって定められた値を平常時に超えるか、その可能性がある区域はすべて管理区域とし、さらに、その区域をその空間線量率の高低及び汚染の可能性によって3種類の区域に区分し、出入管理を実施する。 また、各区域には内外の負圧差を設け、放射性物質の空気汚染拡大を防いでいる。管理区域への立入は原則として更衣室を通じて行う。更衣室では備えつけの退出モニタにより、放射線業務従事者等の退出時に汚染検査を行う。（以下、省略）</p> <p>2. 内部被ばく対策 (省略)</p> <p>3. 放射性溶液の漏えい対策 (省略)</p> <p>[2] 遮へい (省略)</p> <div data-bbox="129 879 999 943" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> </div> <p>[3] 火災等による損傷の防止 (省略)</p> <div data-bbox="129 1007 999 1070" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> </div> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>[4] 立入りの防止 (省略)</p> <div data-bbox="129 1270 999 1342" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> </div> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>本施設における安全上重要な施設の有無について (変更なし)</p> <p>[1] 閉じ込めの機能</p> <div data-bbox="1081 352 1951 416" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> </div> <p>1. 管理区域 空間線量率、水中あるいは空気中の放射性物質濃度及び表面密度が、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号）（以下、「線量告示」という。）によって定められた値を平常時に超えるか、その可能性がある区域はすべて管理区域とし、さらに、その区域をその空間線量率の高低及び汚染の可能性によって3種類の区域に区分し、出入管理を実施する。 また、各区域には内外の負圧差を設け、放射性物質の空気汚染拡大を防いでいる。管理区域への立入は原則として更衣室を通じて行う。更衣室では備えつけの退出モニタ又はサーベイメータにより、放射線業務従事者等の退出時に汚染検査を行う。（以下、変更なし）</p> <p>2. 内部被ばく対策 (変更なし)</p> <p>3. 放射性溶液の漏えい対策 (変更なし)</p> <p>[2] 遮へい (変更なし)</p> <div data-bbox="1081 879 1951 943" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> </div> <p>[3] 火災等による損傷の防止 (変更なし)</p> <div data-bbox="1081 1007 1951 1070" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> </div> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>[4] 立入りの防止 (変更なし)</p> <div data-bbox="1081 1270 1951 1342" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> </div> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、汚染を検査する設備について、サーベイメータを用いる場合もあるため、サーベイメータを用いる場合もあるため、サーベイメータを追記し明確化する。なお、本変更により使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事は伴わない。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>[5] 自然現象による影響の考慮 (省略)</p> <p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設を除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>[5] 自然現象による影響の考慮 (変更なし)</p> <p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設を除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	
<p>[6] 核燃料物質の臨界防止 (省略)</p> <p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>[6] 核燃料物質の臨界防止 (変更なし)</p> <p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>[7] 使用前検査対象施設の地盤 (省略)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあつては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>[7] 使用前検査対象施設の地盤 (変更なし)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあつては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	
<p>[8] 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>[8] 地震による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	
<p>[9] 津波による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>[9] 津波による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	
<p>[10] 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十一条 使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>[10] 外部からの衝撃による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十一条 使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>[11] 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (省略)</p> <p>第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>[11] 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (変更なし)</p> <p>第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	
<p>[12] 溢水による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>[12] 溢水による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>[13] 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>[13] 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>[14] 飛散物による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>[14] 飛散物による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>[15] 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>[15] 重要度に応じた安全機能の確保 (変更なし)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>[16] 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>[16] 環境条件を考慮した設計 (変更なし)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	
<p>[17] 検査等を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>[17] 検査等を考慮した設計 (変更なし)</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	
<p>[18] 使用前検査対象施設の共用 (省略)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>[18] 使用前検査対象施設の共用 (変更なし)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>[19] 誤操作の防止 (省略)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>[19] 誤操作の防止 (変更なし)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	
<p>[20] 安全避難通路等 (省略)</p> <p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>[20] 安全避難通路等 (変更なし)</p> <p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	
<p>[21] 貯蔵施設 (省略)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>三 標識を設けるものであること。</p> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>[21] 貯蔵施設 (変更なし)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>三 標識を設けるものであること。</p> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>[22] 廃棄施設 (省略)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>[22] 廃棄施設 (変更なし)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>1.1 気体廃棄物 (省略)</p> <p>1.2 気体廃棄物の処理方法 (省略)</p> <p>1.3 気体廃棄物の放出に伴う環境線量評価 (省略)</p> <p>2.1 液体廃棄物 (省略)</p> <p>2.2 液体廃棄物の種類と処理方法</p> <p>2.2.1 高レベル廃液 (省略)</p> <p>2.2.2 中レベル廃液 (省略)</p> <p>2.2.3 低レベル廃液 (省略)</p> <p>2.2.4 極低レベル廃液</p> <p>これは放射能濃度が3.7×10^{-3} Bq/cm³未満のもので次の2系統に区分けして管理する。</p> <p>一つは「2.2.3 低レベル廃液」で述べたごとく、低レベル廃液貯槽に受入れ、放射能濃度測定後、直接又は蒸発缶処理を経て、極低レベル廃液として極低レベル廃液貯槽(1) (20m³、2基)に一時貯蔵される系統である。</p> <p>他は、排風機室、サービスエリア、更衣室、放射線管理室、分析室、実験室等のセル等を除く管理区域から発生する廃液でA系列、B系列の区別なしに極低レベル廃液貯槽(2) (10m³、2基)に一時貯蔵される系統である。</p> <p>極低レベル廃液は極低レベル廃液貯槽(1)からタンクローリで事業所内再処理施設へ搬出する。</p> <p>なお、極低レベル液貯槽(2)に一時貯蔵された廃液は放射能濃度を確認の上、極低レベル廃液貯槽(1)へ移送する。もしも、放射能濃度が3.7×10^{-3} Bq/cm³を上回るような場合はB系列の蒸発缶へ戻し、既述の操作を行う。</p> <p>2.2.5 廃溶媒 (省略)</p> <p>2.2.6 一般排水 (省略)</p> <p>2.3 廃液推定量と放射能濃度 (省略)</p> <p>3.1 固体廃棄物 (省略)</p> <p>3.2 固体廃棄物の処理方法 (省略)</p> <p>3.3 固体廃棄物推定量 (省略)</p>	<p>1.1 気体廃棄物 (変更なし)</p> <p>1.2 気体廃棄物の処理方法 (変更なし)</p> <p>1.3 気体廃棄物の放出に伴う環境線量評価 (変更なし)</p> <p>2.1 液体廃棄物 (変更なし)</p> <p>2.2 液体廃棄物の種類と処理方法</p> <p>2.2.1 高レベル廃液 (変更なし)</p> <p>2.2.2 中レベル廃液 (変更なし)</p> <p>2.2.3 低レベル廃液 (変更なし)</p> <p>2.2.4 極低レベル廃液</p> <p>これは放射能濃度が3.7×10^{-3} Bq/cm³未満のもので次の2系統に区分けして管理する。</p> <p>一つは「2.2.3 低レベル廃液」で述べたごとく、低レベル廃液貯槽に受入れ、放射能濃度測定後、直接又は蒸発缶処理を経て、極低レベル廃液として極低レベル廃液貯槽(1) (20m³、2基)に一時貯蔵される系統である。</p> <p>他は、排風機室、サービスエリア、更衣室、放射線管理室、分析室、実験室等のセル等を除く管理区域から発生する廃液でA系列、B系列の区別なしに極低レベル廃液貯槽(2) (10m³、2基)に一時貯蔵される系統である。</p> <p>極低レベル廃液は極低レベル廃液貯槽(1)からタンクローリで事業所内再処理施設へ搬出する。</p> <p>なお、極低レベル液貯槽(2)に一時貯蔵された廃液は放射能濃度を確認の上、極低レベル廃液貯槽(1)へ移送する。もしも、放射能濃度が3.7×10^{-3} Bq/cm³以上の場合はB系列の低レベル廃液貯槽を経て、蒸発缶へ戻し、既述の操作を行う。</p> <p>2.2.5 廃溶媒 (変更なし)</p> <p>2.2.6 一般排水 (変更なし)</p> <p>2.3 廃液推定量と放射能濃度 (変更なし)</p> <p>3.1 固体廃棄物 (変更なし)</p> <p>3.2 固体廃棄物の処理方法 (変更なし)</p> <p>3.3 固体廃棄物推定量 (変更なし)</p>	<p>・記載の適正化(誤記修正)を図るため。</p> <p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、極低レベル廃液貯槽(2)に一時貯留した廃液について、基準値以上の廃液を蒸発缶に移送する際に低レベル廃液貯槽を経由する経路を明確化する。なお、本変更により使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事は伴わない。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>[23] 汚染を検査するための設備</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>管理区域への立入りは更衣室を通じてのみ行い、他の出入口は緊急時及び特別の許可がある場合に限り使用する。更衣室では備えつけの退出モニタにより、放射線業務従事者等の退出時に汚染検査を行う。</p> <p>[24] 監視設備 (省略)</p> <p>第二十六条 使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p> <p>[25] 非常用電源設備 (省略)</p> <p>第二十七条 使用前検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p> <p>[26] 通信連絡設備等 (省略)</p> <p>第二十八条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p> <p>参考文献 (省略)</p> <p>表2.1から表22.5 (省略)</p> <p>図2.1から図6.1 (省略)</p>	<p>[23] 汚染を検査するための設備</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>管理区域への立入りは更衣室を通じてのみ行い、他の出入口は緊急時及び特別の許可がある場合に限り使用する。更衣室では備えつけの退出モニタ又はサーベイメータにより、放射線業務従事者等の退出時に汚染検査を行う。</p> <p>[24] 監視設備 (変更なし)</p> <p>第二十六条 使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p> <p>[25] 非常用電源設備 (変更なし)</p> <p>第二十七条 使用前検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p> <p>[26] 通信連絡設備等 (変更なし)</p> <p>第二十八条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p> <p>参考文献 (変更なし)</p> <p>表2.1から表22.5 (変更なし)</p> <p>図2.1から図6.1 (変更なし)</p>	<p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、現物と整合するよう汚染を検査する設備について、サーベイメータを用いる場合もあるため、サーベイメータを追記し明確化する。なお、本変更により使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりなく、設計変更及び工事は伴わない。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>図22.1 中レベル、低レベル、極低レベル廃液の相互関係</p>	<p>図22.1 中レベル、低レベル、極低レベル廃液の相互関係</p>	<p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、極低レベル廃液貯槽(2)に一時貯留した廃液について、基準値以上の廃液を蒸発缶に移送する際に低レベル廃液貯槽を経由する経路に適正化する。なお、本変更により使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりなく、設計変更及び工事は伴わない。</p>

核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

新 旧 対 照 表

本 文	・	本	1	～	14	
本文図面	・	本	図	1	～	3
添付書類 1	・	添	1	1	～	16
(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に 関する説明書 (事故に関するものを除く。))						

応用試験棟

変更前			補正後			変更理由
1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略) 2. 使用の目的及び方法			1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし) 2. 使用の目的及び方法			
目的番号	使用の目的	区分	目的番号	使用の目的	区分	
(1)	核燃料サイクル技術開発及び関連する基礎試験及び工学試験を行う。		(1)	核燃料サイクル技術開発及び関連する基礎試験及び工学試験を行う。		・表記及び表現の見直しを図るため。
(2)	高速炉燃料サイクル技術の基礎に関する研修生の実習を行う。		(2)	高速炉燃料サイクル技術の基礎に関する研修生の実習を行う。		
(3)	窒化ウラン及び炭化ウランの酸化処理を行う。		(3)	窒化ウラン及び炭化ウランの酸化処理を行う。		
但し、上記目的は平和利用に限る。			但し、上記目的は平和利用に限る。			
目的番号	使用の方法	室名称	目的番号	使用の方法	室名称	
(1)	核燃料サイクル技術開発及び関連する以下の基礎試験 (1kg 程度 (U 量)、10g 程度 (Th 量))、工学試験 (10kg~250kg 程度 (U 量))、分析を行う。 ① 高速炉燃料サイクルに係る再処理技術開発として、溶解試験、晶析試験、溶媒抽出試験、熔融塩電解試験、分析を行う。 ② 高速炉燃料サイクルに係る燃料製造技術開発として、粒子製造試験、振動充填試験、分析を行う。 ③ 核燃料サイクル技術開発及び原子力災害の収束に関する試験、分析を行う。	工学試験室、 試験室 2、 試験室 3、 試験室 4、 実習室 1	(1)	核燃料サイクル技術開発及び関連する以下の基礎試験 (1 kg 程度 (U 量)、10 g 程度 (Th 量))、工学試験 (10 kg~250 kg 程度 (U 量))、分析を行う。 ① 高速炉燃料サイクルに係る再処理技術開発として、溶解試験、晶析試験、溶媒抽出試験、熔融塩電解試験、分析を行う。 ② 高速炉燃料サイクルに係る燃料製造技術開発として、粒子製造試験、振動充填試験、分析を行う。 ③ 核燃料サイクル技術開発及び原子力災害の収束に関する試験、分析を行う。	工学試験室 試験室 2 試験室 3 試験室 4 実習室 1	
(2)	高速炉燃料サイクル技術の基礎に関する研修生の実習のために、天然ウラン及び劣化ウランを次の方法により使用する。 ① 溶解技術の習得のため、約 1kg (U 量) の酸化ウラン粉末又はペレットを用いた溶解試験及び分析の実習を行う。 ② 溶媒抽出技術の習得のため、約 1kg (U 量) のウランを用いて、硝酸ウラニル溶液の調製、溶媒抽出試験、還元試験及び分析の実習を行う。	工学試験室、 試験室 2、 試験室 3、 実習室 1	(2)	高速炉燃料サイクル技術の基礎に関する研修生の実習のために、天然ウラン及び劣化ウランを次の方法により使用する。 ① 溶解技術の習得のため、約 1 kg (U 量) の酸化ウラン粉末又はペレットを用いた溶解試験及び分析の実習を行う。 ② 溶媒抽出技術の習得のため、約 1 kg (U 量) のウランを用いて、硝酸ウラニル溶液の調製、溶媒抽出試験、還元試験及び分析の実習を行う。	工学試験室 試験室 2 試験室 3 実習室 1	
(3)	1 試料あたり 30g (U 量) 以下の窒化ウラン又は 20g (U 量) 以下の炭化ウランの熱処理及び付帯する分析を行う。なお、処理前の試料はアルゴン雰囲気にて使用し、生成した酸化物は目的番号(1)に使用する。	工学試験室、 試験室 2、 試験室 3、 試験室 4	(3)	1 試料当たり 30 g (U 量) 以下の窒化ウラン又は 20 g (U 量) 以下の炭化ウランの熱処理及び付帯する分析を行う。なお、処理前の試料はアルゴン雰囲気にて使用し、生成した酸化物は目的番号(1)に使用する。	工学試験室 試験室 2 試験室 3 試験室 4	

変更前			補正後			変更理由
共通	<p>上記の各目的番号に示す核燃料物質の使用に伴って発生し、廃棄施設へ廃棄する前段階のものであって、これから廃棄しようとするものを取り扱う作業を行う。</p> <p>① 汚染の拡大防止のための梱包 フード又は管理区域内で不要となった物品等のうち、汚染拡大防止措置が必要なものをビニル袋、ビニルシート等により梱包する。</p> <p>② 所定の容器への収納 上記①で発生したものを所定の容器に収納する。</p> <p>③ その他上記に関連する作業 運搬、選別、詰め替え等の作業を行う。 これらの作業時には火災防止（上記①、②及び③で発生したものを金属製容器又は金属製保管庫への収納等）、その他の保安上必要な措置を講じる。</p>	全ての室	共通	<p>上記の各目的番号に示す核燃料物質の使用に伴って発生し、廃棄施設へ廃棄する前段階のものであって、これから廃棄しようとするものを取り扱う作業を行う。</p> <p>① 汚染の拡大防止のための梱包 フード又は管理区域内で不要となった物品等のうち、汚染拡大防止措置が必要なものをビニル袋、ビニルシート等により梱包する。</p> <p>② 所定の容器への収納 上記①で発生したものを所定の容器に収納する。</p> <p>③ その他上記に関連する作業 運搬、選別、詰め替え等の作業を行う。 これらの作業時には火災防止（上記①、②及び③で発生したものを金属製容器又は金属製保管庫への収納等）、その他の保安上必要な措置を講じる。</p>	全ての室	・表現の見直しを図るため。
3. 核燃料物質の種類	(省略)		3. 核燃料物質の種類	(変更なし)		
4. 使用の場所	(省略)		4. 使用の場所	(変更なし)		
5. 予定使用期間及び年間予定使用量	(省略)		5. 予定使用期間及び年間予定使用量	(変更なし)		
6. 使用済燃料の処分の方法	(省略)		6. 使用済燃料の処分の方法	(変更なし)		

変更前	補正後	変更理由
<p>7. 使用施設の位置、構造及び設備 7-1 使用施設の位置</p> <p>使用施設の位置</p> <p>(1)敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2)建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の北側中央部に位置し、高レベル放射性物質研究施設の北側にあり、東方には再処理工場、北西には安全管理棟、南西にはA棟がある。海岸からおよそ600m、海拔約8.5mのところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約8.5mの場所に設置しているため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性が良く、建屋は、安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3)使用施設の位置 本施設の使用施設として、地階には配分室、1階には工学試験室、2階には放射線管理室、更衣・汚染検査室、3階には試験室2、試験室3、試験室4、実習室1がある。 本施設の地階平面図、1階平面図、2階平面図及び3階平面図を図7-1-1～図7-1-3に示す。</p>	<p>7. 使用施設の位置、構造及び設備 7-1 使用施設の位置</p> <p>使用施設の位置</p> <p>(1)敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2)建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の北側中央部に位置し、高レベル放射性物質研究施設の北側にあり、東方には再処理施設、北西には安全管理棟、南西にはA棟がある。海岸からおよそ600m、海拔約8.5mのところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約8.5mの場所に設置しているため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性が良く、建屋は、安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3)使用施設の位置 本施設の使用施設として、地階には配分室、1階には工学試験室、2階には放射線管理室、更衣・汚染検査室、3階には試験室2、試験室3、試験室4、実習室1がある。 本施設の地階平面図、1階平面図、2階平面図及び3階平面図を図7-1-1～図7-1-3に示す。</p>	<p>・表記及び表現の見直しを図るため。</p>

変更前				補正後				変更理由
7-2 使用施設の構造				7-2 使用施設の構造				
使用施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	使用施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	
応用試験棟	鉄筋コンクリート (1階の一部は鉄骨PCコンクリート造り) 耐火構造(一部簡易耐火構造) 地下1階、地上4階 (一部分は地上1階から3階及び4階までの吹抜け) 建家平面図を図7-1-1~図7-1-3に示す。	延床面積 約3300 地階 約530 1階 約1300 2階 約490 3階 約490 4階 約490	耐震設計：水平震度0.2 <u>耐火構造：消防法に基づく</u> 床： エポキシ塗装又は塩化ビニルシート張り 壁： エポキシ塗装又は塩化ビニル塗装 工学試験室の天井： 軽量気泡コンクリート板張り その他の部屋の天井： 塩化ビニル塗装 <u>(記載なし)</u>	応用試験棟	鉄筋コンクリート (1階の一部は鉄骨PCコンクリート造り) 耐火構造(一部簡易耐火構造) 地下1階、地上4階 (一部分は地上1階から3階及び4階までの吹抜け) 建家平面図を図7-1-1~図7-1-3に示す。	延床面積 約3300 地階 約530 1階 約1300 2階 約490 3階 約490 4階 約490	耐震設計：水平震度0.2 <u>耐火構造：建築基準法に基づく</u> 床： エポキシ塗装又は塩化ビニルシート張り 壁： エポキシ塗装又は塩化ビニル塗装 工学試験室の天井： 軽量気泡コンクリート板張り その他の部屋の天井： 塩化ビニル塗装 <u>標識：人がみだりに管理区域内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「4. 立ち入りの防止」に示すとおり、標識を設ける。</u>	・設計仕様の耐火構造に基づく法令名称の適正化を図るため。 ・既に使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(以下「使用許可基準規則」という。)の要求事項を満足しているが、設計仕様に関する記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。

変更前			補正後			変更理由
使用設備の名称	個数	仕様	使用設備の名称	個数	仕様	
7-3 使用施設の設備			7-3 使用施設の設備			・表記及び表現の見直しを図るため。 ・平成21年の許可以降に事業縮小により設置出来ていない工学試験室のフード2基を削除する。なお、使用許可基準規則に適合性を要求される設備ではないため、変更後も
フード等配置図、排気モニタの配置図を各々図7-3-1、図7-3-2に示す。			フード等配置図、排気モニタの配置図を各々図7-3-1、図7-3-2に示す。			
フード (試験室2)	1 個	風速： <u>0.5m/s</u> 以上	フード (試験室2)	1 基	風速： <u>0.5 m/s</u> 以上	
フード (試験室3)	4 個	風速： <u>0.5m/s</u> 以上	フード (試験室3)	4 基	風速： <u>0.5 m/s</u> 以上	
フード (試験室4)	4 個	風速： <u>0.5m/s</u> 以上	フード (試験室4)	4 基	風速： <u>0.5 m/s</u> 以上	
フード (実習室1)	3 個	風速： <u>0.5m/s</u> 以上	フード (実習室1)	3 基	風速： <u>0.5 m/s</u> 以上	
フード (配分室)	1 個	風速： <u>0.5m/s</u> 以上	フード (配分室)	1 基	風速： <u>0.5 m/s</u> 以上	
フード (放射線管理室)	1 個	風速： <u>0.5m/s</u> 以上	フード (放射線管理室)	1 基	風速： <u>0.5 m/s</u> 以上	
フード (工学試験室)	4 個	風速： <u>0.5m/s</u> 以上	フード (工学試験室)	2 基	風速： <u>0.5 m/s</u> 以上	
局所排気装置 (試験室2)	3 個	風速： <u>0.5m/s</u> 以上	局所排気装置 (試験室2)	3 基	風速： <u>0.5 m/s</u> 以上	

変更前			補正後			変更理由
使用設備の名称	個数	仕様	使用設備の名称	個数	仕様	
検査分析設備 ・ウラン濃度測定機器 ・硝酸濃度測定機器 ・元素濃度測定機器 (試験室2、試験室3、試験室4 及び工学試験室)	1 式		検査分析設備 ・ウラン濃度測定機器 ・硝酸濃度測定機器 ・元素濃度測定機器 (試験室2、試験室3、試験室4 及び工学試験室)	1 式		安全上に影響はない。また、設置出来ていない設備の記載の削除であるため、本変更は設計変更及び工事を伴うものではない。 ・表現の見直しを図るため。 ・表記の見直しを図るため。
抽出システム試験装置 ・遠心抽出器 ・槽類等 (工学試験室)	1 式	主要材質 : <u>アクリル及び SUS 304</u>	抽出システム試験装置 ・遠心抽出器 ・槽類等 (工学試験室)	1 式	主要材質 : <u>アクリル及び SUS304</u>	
熔融塩電解試験・酸化処理装置 ・雰囲気制御電気炉等 (工学試験室)	1 式	電気容量 : 約 8 kW 炉心管容積 : 約 6 L 主要材質 : ハステロイ製 最高温度 : 1000℃ 装置を設置したラードGB-1はアルゴン雰囲気調整可能	熔融塩電解試験・酸化処理装置 ・雰囲気制御電気炉等 (工学試験室)	1 式	電気容量 : 約 8 kW 炉心管容積 : 約 6 L 主要材質 : ハステロイ製 最高温度 : 1000℃ 装置を設置したラードGB-1はアルゴン雰囲気調整可能	
ウラン溶液蒸発濃縮設備 ・蒸発缶 ・ウラン濃縮液受槽 ・凝縮液受槽 (工学試験室)	1 式	主要材質 : SUS304L	ウラン溶液蒸発濃縮設備 ・蒸発缶 ・ウラン濃縮液受槽 ・凝縮液受槽 (工学試験室)	1 式	主要材質 : SUS304L	
連続溶解試験設備 ・連続溶解試験装置 ・オフガス処理装置 ・槽類等 (工学試験室)	1 式	主要材質 : SUS 304 <u>過加熱防止機能 (連続溶解試験装置)</u>	(削除)	(削除)	(削除)	

変更前			補正後			変更理由
振動充填試験設備 ・振動充填試験装置 (試験室4)	1 式		振動充填試験設備 ・振動充填試験装置 (試験室4)	1 式		はない。
晶析試験設備 ・晶析試験装置 ・溶液調整装置 ・分析・物性測定機器 (試験室4)	1 式		晶析試験設備 ・晶析試験装置 ・溶液調整装置 ・分析・物性測定機器 (試験室4)	1 式		
高温炉 (実習室1)	1 式	主要材質 : SUS304 過加熱防止機能	高温炉 (実習室1)	1 式	主要材質 : SUS304 過加熱防止機能	
クレーン (工学試験室)	2 式	天井走行型、吊上荷重: 2.8 t	クレーン (工学試験室)	2 式	天井走行型、吊上荷重: 2.8 t	・表記の見直しを図るため。
放射線管理設備 排気モニタ	1 式	(記載なし)	放射線管理設備 排気モニタ	1 式	排気中の放射性物質濃度が設定値以上で警報が吹鳴する。	・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、他の施設の核燃料物質使用変更許可申請書との整合を図るため、仕様を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりなく、設計変更及び工事も伴わない。
その他	1 式	エアスニファ、β線用退出モニタ等	その他	1 式	エアスニファ、β線用退出モニタ等	
非常用設備 非常用発電装置	2 式	高レベル放射性物質研究施設の非常用発電装置を共用 高レベル放射性物質研究施設以外の関連施設の合計で 200kVAを共用する。	非常用設備 非常用発電装置	2 式	高レベル放射性物質研究施設の非常用発電装置を共用 高レベル放射性物質研究施設以外の関連施設の合計で 200kVAを共用する。	
その他	1 式	消火器、消火栓、火災警報、非常用照明、誘導灯、防液堤	その他	1 式	消火器、消火栓、火災警報、非常用照明、誘導灯、防液堤	

変更前				補正後				変更理由				
8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 8-1 貯蔵施設の位置 (省略) 8-2 貯蔵施設の構造				8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 8-1 貯蔵施設の位置 (変更なし) 8-2 貯蔵施設の構造				・誤記修正を行うため。 ・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、設計仕様に標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。 ・表記及び表現の見直しを図るため。				
貯蔵施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様			貯蔵施設の名称	構造		床面積 (m ²)	設計仕様		
応用試験棟 ウラン貯蔵室	「7-2 使用施設の構造」と同じ。	「7-2 使用施設の構造」と同じ。	「7-2 使用施設の構造」と同じ。 床： エポキシ塗装 壁： エポキシ塗装 天井： 塩化ビニル塗装 (記載なし)			ウラン貯蔵室	「7-2 使用施設の構造」と同じ。		「7-2 使用施設の構造」と同じ。	「7-2 使用施設の構造」と同じ。 床： エポキシ塗装 壁： エポキシ塗装 天井： 塩化ビニル塗装 標識：人がみだりに立ち入らないようにするため、また、核燃料物質が存在することを明示するため、添付書類1の「22.貯蔵施設」に示すとおり、標識を設ける。		
8-3 貯蔵施設の設備				8-3 貯蔵施設の設備								
貯蔵設備の名称	個数	最大収納量	内容物の主な物理・化学的性状		仕様	貯蔵設備の名称	個数	最大収納量	内容物の主な物理・化学的性状		仕様	
ウラン貯蔵室 保管庫	3 台	1 000 kgU 1kgTh	酸化ウラン	固体	箱型 材質：SS	保管庫	3 台	1 000 kgU 1 kgTh	酸化ウラン	固体	箱型 材質：SS	
			硝酸ウラン	固体又は液体					硝酸ウラン	固体又は液体		
			塩化ウラン	固体					塩化ウラン	固体		
			炭化ウラン ^(註)	固体					炭化ウラン ^(註)	固体		
			炭化ウラン ^(註)	固体					炭化ウラン ^(註)	固体		
			金属ウラン	固体					金属ウラン	固体		
			酸化トリウム	固体					酸化トリウム	固体		
			硝酸トリウム	固体又は液体					硝酸トリウム	固体又は液体		
			トリウム (単体)	固体					トリウム (単体)	固体		

変更前						補正後						変更理由
ウラン貯蔵室 硝酸ウラニル 液貯槽	4 基	1 020 kgU	硝酸ウラン	液体	円筒立て型 材質：SUS304	硝酸ウラニル 液貯槽	4 基	1 020 kgU	硝酸ウラン	液体	円筒継型 材質：SUS304	・表記の見直し及び誤記修正を行うため。
(注) 貯蔵時はガラス若しくはプラスチック製内容器及び金属製外容器の二重梱包とする。						(注) 貯蔵時はガラス若しくはプラスチック製内容器及び金属製外容器の二重梱包とする。						
貯蔵設備の名称		個数	仕様			貯蔵設備の名称		仕様				
放射線管理設備						放射線管理設備						
排気モニタ			「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			排気モニタ		「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり				
その他			「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			その他		「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり				
非常用設備						非常用設備						
非常用発電装置			「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			非常用発電装置		「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり				
その他			「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			その他		「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり				
9. 廃棄施設の位置、構造及び設備						9. 廃棄施設の位置、構造及び設備						
9-1 気体廃棄施設						9-1 気体廃棄施設						
<p>本施設のフード及び管理区域内の各部屋の排気は、気体廃棄施設を経て排気筒から排出する。</p> <p>応用試験棟の管理区域給排気系統は、部屋系、ヒュームフード系、ドライフード系の3系統からなる。フード及び管理区域内の各部屋の排気は、高性能エアフィルタ(捕集効率99.97% 0.15µmの粒子)を介して核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年原子力規制委員会告示第8号)(以下「線量告示」という。)に定める濃度限度以下の濃度で放出する。</p>						<p>本施設のフード及び管理区域内の各部屋の排気は、気体廃棄施設を経て排気筒から排出する。</p> <p>応用試験棟の管理区域給排気系統は、部屋系、ヒュームフード系、ドライフード系の3系統からなる。フード及び管理区域内の各部屋の排気は、高性能エアフィルタ(捕集効率99.97% 0.15µmの粒子)を介して核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年原子力規制委員会告示第8号)(以下「線量告示」という。)に定める濃度限度以下の濃度で放出する。</p>						
9-1-1 気体廃棄施設の位置 (省略)						9-1-1 気体廃棄施設の位置 (変更なし)						
9-1-2 気体廃棄施設の構造						9-1-2 気体廃棄施設の構造						
気体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様			気体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様			
応用試験棟 (地階) 排気室	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ 天井、壁：塩化ビニル塗装 床：エポキシ塗装 (記載なし)			(地階) 排気室	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ 天井、壁：塩化ビニル塗装 床：エポキシ塗装 標識：人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類1の「23.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。			・誤記修正を行うため。 ・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、設計仕

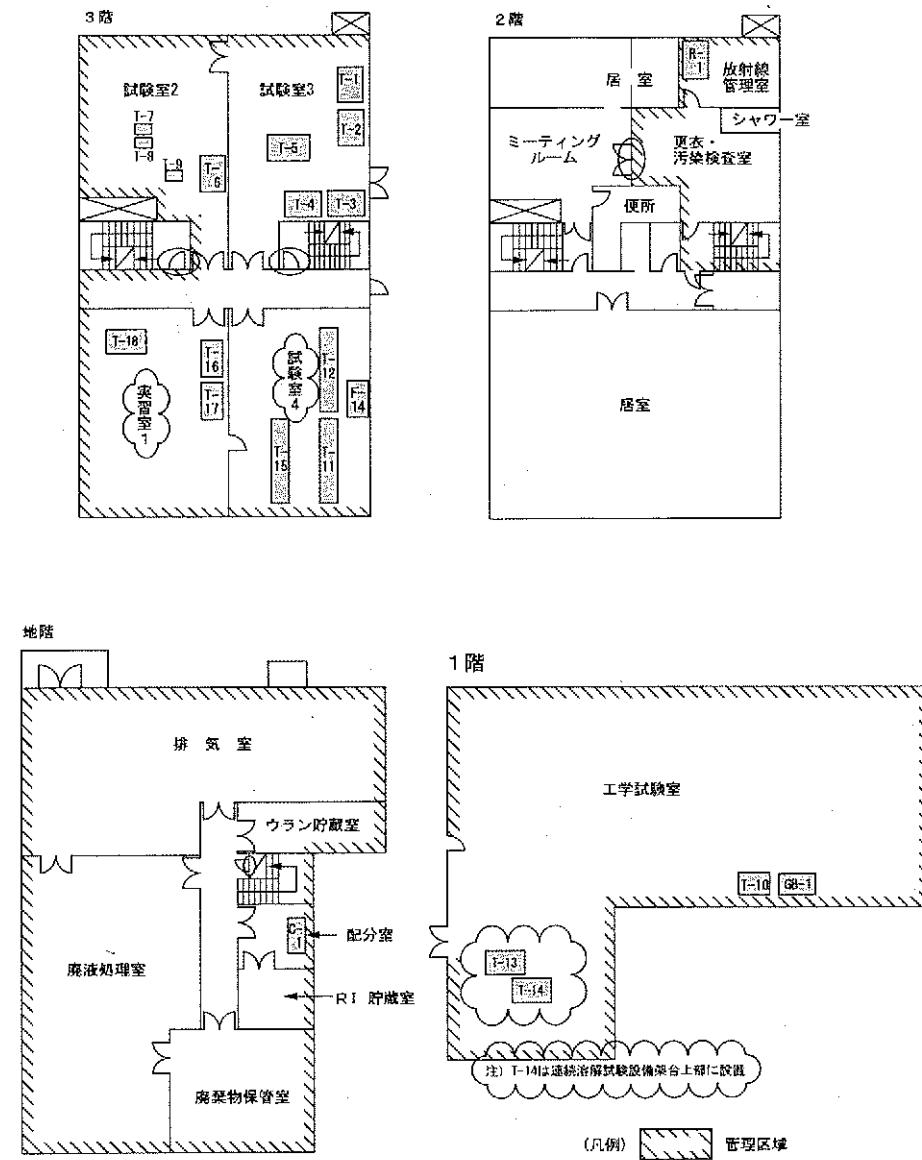

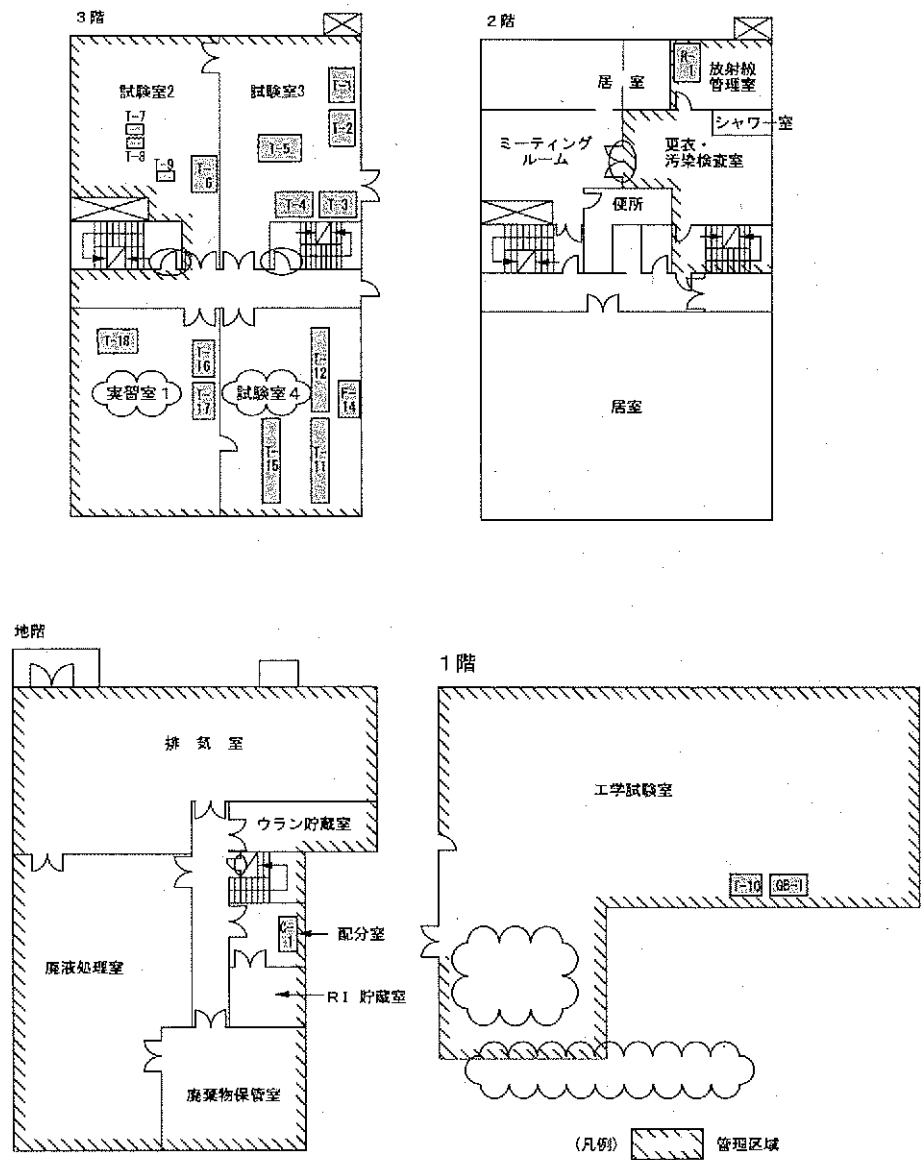

変更前		補正後		変更理由
9-1-3 気体廃棄施設の設備		9-1-3 気体廃棄施設の設備		様に標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。 ・表記及び表現の見直しを図るため。 ・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、設計仕様様に標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。
気体廃棄設備の名称	仕 様	気体廃棄設備の名称	仕 様	
排気口	排気口口径： <u>1.4×1.8m</u> 2枚 排気量：平均 <u>20m³/s</u> <u>(記載なし)</u>	排気筒	排気筒口径： <u>1.4×1.8 m</u> _____ 排気量：平均 <u>20 m³/s</u> <u>標識：添付書類1の「23. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>	
排気装置	管理区域給排気系統を図9-1-2に示す。 排風機：5基 排風機No(管理区域用) 公称能力 部屋系 EF-1 約 <u>370m³/min</u> 1基 ヒュームフード系 EF-2 約 <u>460m³/min</u> 1基 EF-3(予備) 約 <u>250m³/min</u> 1基 ドライフード系 EF-4 約 <u>360m³/min</u> 1基 EF-5(予備) 約 <u>170m³/min</u> 1基 <u>(記載なし)</u>	排気装置	管理区域給排気系統を図9-1-2に示す。 排風機：5基 排風機No(管理区域用) 公称能力 部屋系 EF-1 約 <u>370 m³/min</u> 1基 ヒュームフード系 EF-2 約 <u>460 m³/min</u> 1基 EF-3(予備) 約 <u>250 m³/min</u> 1基 ドライフード系 EF-4 約 <u>360 m³/min</u> 1基 EF-5(予備) 約 <u>170 m³/min</u> 1基 <u>標識：添付書類1の「23. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>	
放射線管理設備 排気モニタ その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	放射線管理設備 排気モニタ その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	
非常用設備 非常用発電設備	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	非常用設備 非常用発電設備	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	

変更前				補正後				変更理由
9-2 液体廃棄施設				9-2 液体廃棄施設				・誤記修正を行うため。 ・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、設計仕様に標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。 ・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、設計仕様に標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則
9-2-1 液体廃棄施設の位置 (省略)				9-2-1 液体廃棄施設の位置 (変更なし)				
9-2-2 液体廃棄施設の構造				9-2-2 液体廃棄施設の構造				
液体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	液体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	
応用試験棟 (地階) 廃液処理室	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ 天井：塩化ビニル塗装 床、壁：エポキシ塗装 (記載なし)	(地階) 廃液処理室	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ 天井：塩化ビニル塗装 床、壁：エポキシ塗装 <u>標識：人がみだりに立ち入らないようするため、添付書類1の「23. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>	
9-2-3 液体廃棄施設の設備				9-2-3 液体廃棄施設の設備				
液体廃棄設備の名称	仕様			液体廃棄設備の名称	仕様			
廃液処理設備	管理区域の廃水系統を図9-2-2に示す。 薄膜乾燥機、ウラン吸着設備、槽類等 (記載なし)			廃液処理設備	管理区域の廃水系統を図9-2-2に示す。 薄膜乾燥機、ウラン吸着設備、槽類等 <u>標識：添付書類1の「23. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>			
排水受槽	鉄筋コンクリート造り、内面エポキシ塗装 20 m ² ：2槽、15 m ² ：1槽 送水設備：水中ポンプ 3台 SUS製 (記載なし)			排水受槽	鉄筋コンクリート造り、内面エポキシ塗装 20 m ² ：2槽、15 m ² ：1槽 送水設備：水中ポンプ 3台 SUS製 <u>標識：添付書類1の「23. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>			
放射線管理設備	排気モニタ その他			放射線管理設備	排気モニタ その他			
	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり				「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			
	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり				「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			

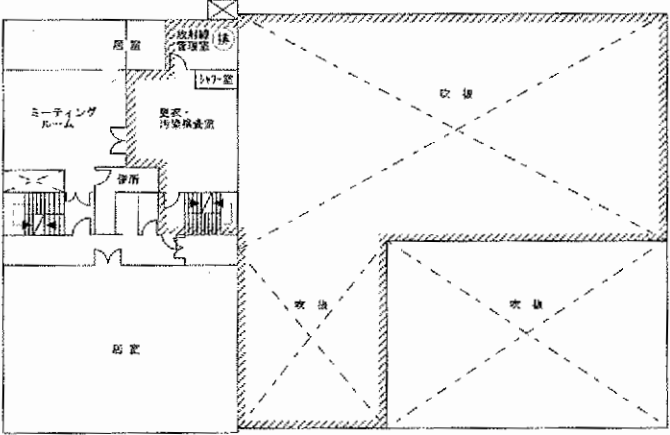
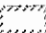
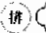
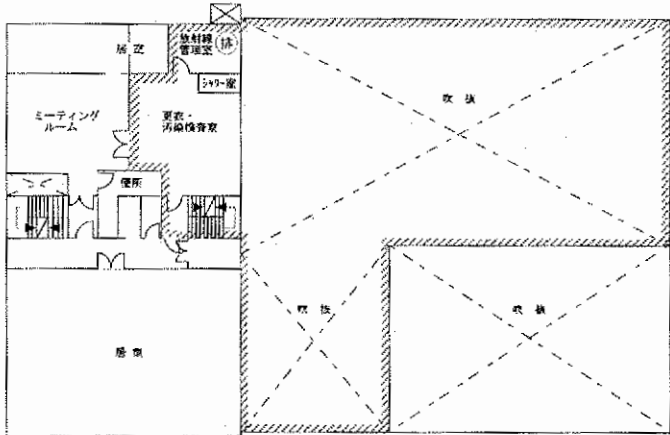
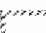

変 更 前		補 正 後		変更理由
非常用設備		非常用設備		
非常用発電装置	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	非常用発電装置	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	
9-3 固体廃棄施設		9-3 固体廃棄施設		
9-3-1 固体廃棄施設の位置	(省略)	9-3-1 固体廃棄施設の位置	(変更なし)	

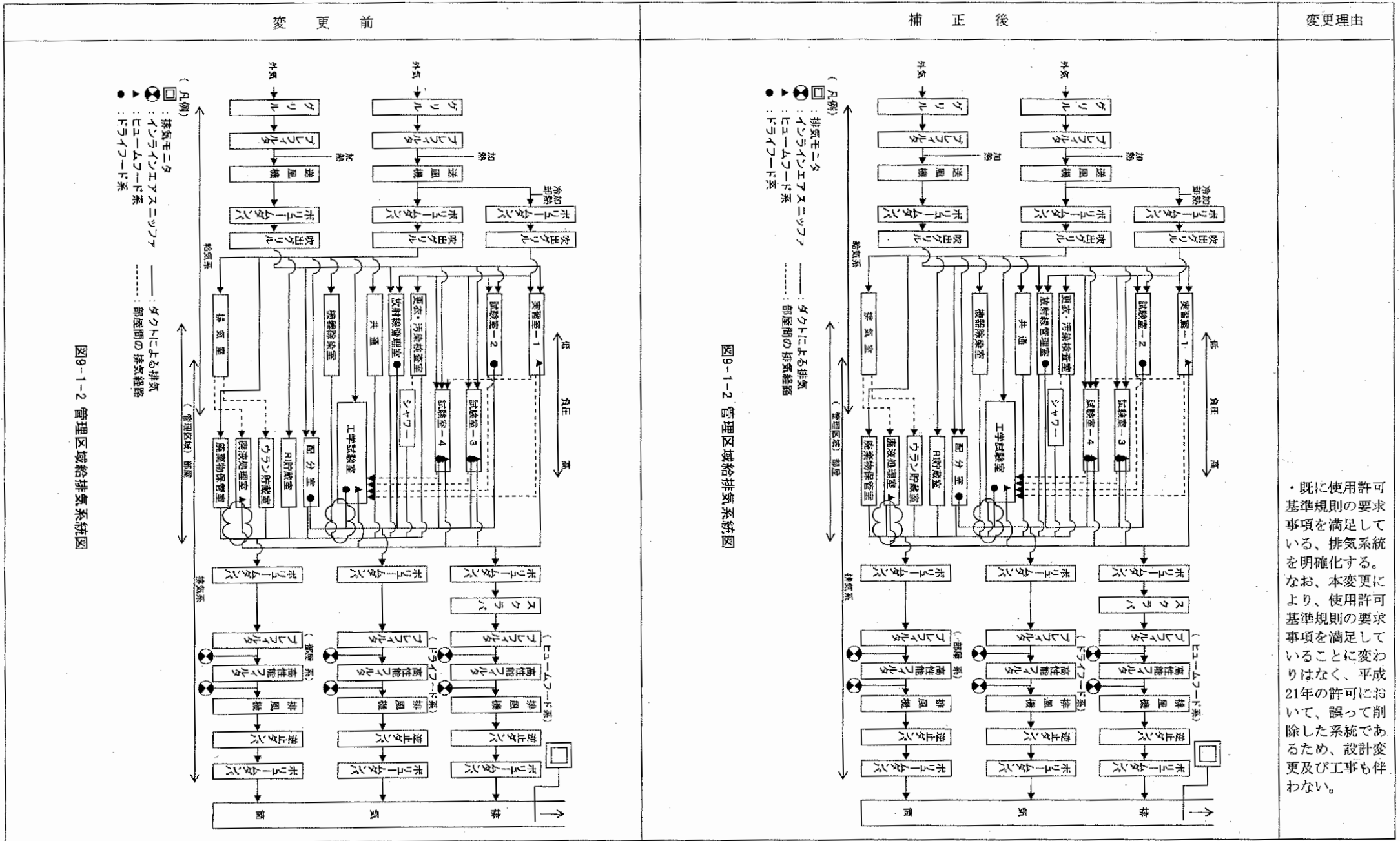
変 更 前				補 正 後				変更理由
9-3-2 固体廃棄施設の構造				9-3-2 固体廃棄施設の構造				
固体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様	固体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様	
応用試験棟 (容器に封入する前の固体廃棄物を保管する場所) (地階) 廃棄物保管室 廃液処理室 (1階) 工学試験室 機器除染室 (3階) 試験室3	「7-2 使用施設の構造」と同じ	17-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ (廃棄物保管室) 天井、壁：塩化ビニル塗装 床：エポキシ塗装 最大保管数量：200tドラム缶換算30本 ^(注) (廃液処理室) 天井：塩化ビニル塗装 床、壁：エポキシ塗装 最大保管数量：200tドラム缶換算4本 ^(注) (工学試験室) 天井：軽量気泡コンクリート板張り 壁：塩化ビニル塗装 床：エポキシ塗装 最大保管数量：200tドラム缶換算256本 ^(注) (機器除染室) 天井、壁：塩化ビニル塗装 床：エポキシ塗装 最大保管数量：200tドラム缶換算10本 ^(注) (試験室3) 天井、壁：塩化ビニル塗装 床：塩化ビニルシート ウラン系固体廃棄物の仕分け作業を実施 (記載なし)	応用試験棟 (容器に封入する前の固体廃棄物を保管する場所) (地階) 廃棄物保管室 廃液処理室 (1階) 工学試験室 機器除染室 (3階) 試験室3	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ (廃棄物保管室) 天井、壁：塩化ビニル塗装 床：エポキシ塗装 最大保管数量：200 Lドラム缶換算30本 ^(注) (廃液処理室) 天 井：塩化ビニル塗装 床、壁：エポキシ塗装 最大保管数量：200 Lドラム缶換算4本 ^(注) (工学試験室) 天井：軽量気泡コンクリート板張り 壁：塩化ビニル塗装 床：エポキシ塗装 最大保管数量：200 Lドラム缶換算256本 ^(注) (機器除染室) 天井、壁：塩化ビニル塗装 床：エポキシ塗装 最大保管数量：200 Lドラム缶換算10本 ^(注) (試験室3) 天井、壁：塩化ビニル塗装 床：塩化ビニルシート ウラン系固体廃棄物の仕分け作業を実施 標識：人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類1の「23. 廃棄施設」に示すとお り、標識を設ける。	
(注) ウラン系廃棄物貯蔵施設及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の保管能力 45 600 本の内数				(注) ウラン系廃棄物貯蔵施設及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の保管能力 45 600 本の内数				

変更前		補正後		変更理由
9-3-3 固体廃棄施設の設備		9-3-3 固体廃棄施設の設備		化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。 ・表記及び表現の見直しを図るため。
固体廃棄設備の名称	仕 様	固体廃棄設備の名称	仕 様	
フード (試験室3)	1個 風速: 0.5m/s以上	フード (試験室3)	1基 風速: 0.5 m/s以上	
放射線管理設備 排気モニタ その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	放射線管理設備 排気モニタ その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	
非常用設備 非常用発電装置	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	非常用設備 非常用発電装置	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	

変更前	補正後	変更理由
 <p>3階</p> <p>2階</p> <p>居室</p> <p>放射線管理室</p> <p>シャワー室</p> <p>更衣・汚染検査室</p> <p>ミーティングルーム</p> <p>便所</p> <p>居室</p> <p>試験室2</p> <p>試験室3</p> <p>実習室1</p> <p>試験室4</p> <p>1階</p> <p>工学試験室</p> <p>ウラン貯蔵室</p> <p>配分室</p> <p>R1貯蔵室</p> <p>廃液処理室</p> <p>廃棄物保管室</p> <p>排気室</p> <p>注) T-14は連続溶解試験設備台上部に設置</p> <p>(凡例)  管理区域</p> <p>図7-3-1 フード等配置図</p>	 <p>3階</p> <p>2階</p> <p>居室</p> <p>放射線管理室</p> <p>シャワー室</p> <p>更衣・汚染検査室</p> <p>ミーティングルーム</p> <p>便所</p> <p>居室</p> <p>試験室2</p> <p>試験室3</p> <p>実習室1</p> <p>試験室4</p> <p>1階</p> <p>工学試験室</p> <p>ウラン貯蔵室</p> <p>配分室</p> <p>R1貯蔵室</p> <p>廃液処理室</p> <p>廃棄物保管室</p> <p>排気室</p> <p>(凡例)  管理区域</p> <p>図7-3-1 フード等配置図</p>	<p>・表現及び原の見直しを図るため。</p> <p>・平成21年の許可以降に事業縮小により設備出来ていない工学試験室のフード2基を削除する。なお、使用許可基準規則に適合性を要求される設備ではないため、変更後も安全上に影響はない。また、設置出来ていない設備の記載の削除であるため、本変更は設計変更及び工事を伴うものではない。</p>

本図-1

変更前	補正後	変更理由
 <p style="text-align: center;">2 階 (凡例)  管理区域  排気モニタ</p> <p style="text-align: center;">図 7-3-2 排気モニタの配置図</p>	 <p style="text-align: center;">2 階 (凡例)  管理区域  排気モニタ</p> <p style="text-align: center;">図 7-3-2 排気モニタの配置図</p>	<p>・誤記修正を行うため。</p>



変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>1. 閉じ込めの機能</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができないものでなければならない。</p> </div> <p>1.1 概要 (省略)</p> <p>1.2 換気設備 (省略)</p> <p>1.3 管理区域 本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原則を次に示す。 (1) 管理区域への立入りは所定の出入口（以下「指定出入口」という。）のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別の許可のある場合以外は使用しない。 (2) 管理区域外への退出の際には、指定出入口に設置される退出モニタにより汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。 (3) 管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。 (4) 管理区域内で使用する防護装備、作業衣等は、管理区域外では使用しない。</p>	<p>1. 閉じ込めの機能</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができないものでなければならない。</p> </div> <p>1.1 概要 (変更なし)</p> <p>1.2 換気設備 (変更なし)</p> <p>1.3 管理区域 本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原則を次に示す。 (1) 管理区域への立入りは所定の出入口（以下「指定出入口」という。）のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別の許可のある場合以外は使用しない。 (2) 管理区域外への退出の際には、指定出入口に設置される退出モニタ又はサーベイメータにより汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。 (3) 管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。 (4) 管理区域内で使用する防護装備、作業衣等は、管理区域外では使用しない。</p>	<p>・表現の見直しを図るため。 ・既に使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「使用許可基準規則」という。）の要求事項を満足しているが、汚染を検査する設備について、サーベイメータを用いる場合もあるため、サーベイメータを追記し明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>(5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立ち入りを許可された者は、TLDバッジを装着する。</p> <p>(6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。</p> <p>(7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p> <p>2. 遮蔽</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> </div> <p>2.1 概要 (省略)</p> <p>2.2 実効線量の評価</p> <p>(1) 評価条件</p> <p>評価対象は、放射線業務従事者の実効線量については固体廃棄施設、管理区域境界の実効線量については「固体廃棄施設のみ室」及び「固体廃棄施設のほか核燃料物質の使用施設や液体廃棄施設がある室」とする。線源はウラン粉末又はウラン溶液の球及び円柱の線源が存在するものとする。線源物質データ、遮蔽物質データ、線源強度、線源から評価点までの距離を基に計算コードQAD⁽¹⁾⁽²⁾を使用して求める。線源スペクトルは計算コードORIGEN⁽³⁾を使用して求める。</p> <p>① 放射線業務従事者の実効線量 核燃料物質で汚染された放射性廃棄物を収納したドラム缶1本を作業場所へ運搬し、ドラム缶表面から10cmの距離で1日3時間、年間750時間(50週)の作業を行うものとする。評価に用いた条件を表1に、計算モデル概念図を図1に示す。</p> <p>② 管理区域境界の実効線量 固体廃棄施設のみ室は、機器除染室及び廃棄物保管室である。「固体廃棄施設のほかに使</p>	<p>(5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立ち入りを許可された者は、個人線量計を装着する。</p> <p>(6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。</p> <p>(7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p> <p>2. 遮蔽</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> </div> <p>2.1 概要 (変更なし)</p> <p>2.2 実効線量の評価</p> <p>(1) 評価条件</p> <p>評価対象は、放射線業務従事者の実効線量については固体廃棄施設、管理区域境界の実効線量については「固体廃棄施設のみ室」及び「固体廃棄施設のほか核燃料物質の使用施設や液体廃棄施設がある室」とする。線源はウラン粉末又はウラン溶液の球及び円柱の線源が存在するものとする。線源物質データ、遮蔽物質データ、線源強度、線源から評価点までの距離を基に計算コードQAD⁽¹⁾⁽²⁾を使用して求める。線源スペクトルは計算コードORIGEN⁽³⁾を使用して求める。</p> <p>① 放射線業務従事者の実効線量 核燃料物質で汚染された放射性廃棄物を収納したドラム缶1本を作業場所へ運搬し、ドラム缶表面から10cmの距離で1日3時間、年間750時間(50週)の作業を行うものとする。評価に用いた条件を表1に、計算モデル概念図を図1に示す。</p> <p>② 管理区域境界の実効線量 固体廃棄施設のみ室は、機器除染室及び廃棄物保管室である。「固体廃棄施設のほかに使</p>	<p>び工事も伴わない。</p> <p>・許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可(令和4年12月20日付け原規規発第2212203号)を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更の内容と整合を図るため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p>

変更前	補正後	変更理由																
<p>用施設がある室」は試験室3及び工学試験室であり、「固体廃棄施設のほかに液体廃棄施設がある室」は、廃液処理室である。それぞれの室における各施設の個別の各種評価対象物でのウランの性状、取扱量、遮蔽物質及びその厚さ並びに個別の各種評価対象物のある室の位置及び個別の各種評価対象物の室内での配置を考慮した上で、管理区域境界までの距離を算出し、管理区域境界での実効線量をそれぞれ評価する。その結果、個別の各種評価対象物の管理区域境界での実効線量の合計が最も大きい室は、工学試験室であり、工学試験室についての詳細な評価を示す。なお、線量を評価するに当たり、他室からの寄与は、壁等による遮蔽効果及び評価点までの距離があることから、考慮しない。工学試験室は、固体廃棄施設及び使用施設の中で、ウラン溶液蒸発濃縮設備の実効線量が最大であることから、本設備から<u>もっとも</u>近い<u>壁</u>内壁を管理区域境界の実効線量の最大の評価点とし、他の固体廃棄施設及び使用施設からの実効線量の寄与を含めて算出した。評価点とする壁は、窓があり壁の遮蔽は考慮しないため、内壁面とした。評価に用いた条件を表2に、計算モデル概念図を図2.1及び図2.2に示す。また、管理区域境界における実効線量の最大評価点を図3に示す。</p> <p>工学試験室の固体廃棄施設については、個別評価対象物を保管するドラム缶とし、ドラム缶表面から最大評価点となる内壁までの距離を <u>1 122cm</u> (図2.1中の「c」、図3中の⑤から最大評価点までの距離) とする。</p> <p>工学試験室の使用施設における個別評価対象物は、抽出システム試験装置、ウラン溶液蒸発濃縮設備及び溶融塩電解試験・酸化処理装置内のフード <u>2個</u> (T-10、GB-1) である。抽出システム試験装置については、装置を設置しているフードパネル表面から最大評価点となる内壁までの距離を <u>659cm</u> (図2.2中の「c」、図3中の②から最大評価点までの距離) とする。ウラン溶液蒸発濃縮設備については、ウラン濃縮液受槽表面から最大評価点となる内壁までの距離を <u>208cm</u> (図2.2中の「c」、図3中の①から最大評価点までの距離) とする。溶融塩電解試験・酸化処理装置内のフード <u>2個</u> については、フード表面から最大評価点となる内壁までの距離をそれぞれ <u>1 500cm</u> (T-10: 図2.1中の「c」、図3中の③から最大評価点までの距離) <u>1 600cm</u> (GB-1: 図2.1中の「c」、図3中の④から最大評価点までの距離) とする。</p>	<p>用施設がある室」は試験室3及び工学試験室であり、「固体廃棄施設のほかに液体廃棄施設がある室」は、廃液処理室である。それぞれの室における各施設の個別の各種評価対象物でのウランの性状、取扱量、遮蔽物質及びその厚さ並びに個別の各種評価対象物のある室の位置<u>並びに</u>個別の各種評価対象物の室内での配置を考慮した上で、管理区域境界までの距離を算出し、管理区域境界での実効線量をそれぞれ評価する。その結果、個別の各種評価対象物の管理区域境界での実効線量の合計が最も大きい室は、工学試験室であり、工学試験室についての詳細な評価を示す。なお、線量を評価するに当たり、他室からの寄与は、壁等による遮蔽効果及び評価点までの距離があることから、考慮しない。工学試験室は、固体廃棄施設及び使用施設の中で、ウラン溶液蒸発濃縮設備の実効線量が最大であることから、本設備から<u>最も</u>近い<u>壁</u>内壁を管理区域境界の実効線量の最大の評価点とし、他の固体廃棄施設及び使用施設からの実効線量の寄与を含めて算出した。評価点とする壁は、窓があり壁の遮蔽は考慮しないため、内壁面とした。評価に用いた条件を表2に、計算モデル概念図を図2.1及び図2.2に示す。また、管理区域境界における実効線量の最大評価点を図3に示す。</p> <p>工学試験室の固体廃棄施設については、個別評価対象物を保管するドラム缶とし、ドラム缶表面から最大評価点となる内壁までの距離を <u>1 122 cm</u> (図2.1中の「c」、図3中の⑤から最大評価点までの距離) とする。</p> <p>工学試験室の使用施設における個別評価対象物は、抽出システム試験装置、ウラン溶液蒸発濃縮設備及び溶融塩電解試験・酸化処理装置内のフード <u>2基</u> (T-10、GB-1) である。抽出システム試験装置については、装置を設置しているフードパネル表面から最大評価点となる内壁までの距離を <u>659 cm</u> (図2.2中の「c」、図3中の②から最大評価点までの距離) とする。ウラン溶液蒸発濃縮設備については、ウラン濃縮液受槽表面から最大評価点となる内壁までの距離を <u>208 cm</u> (図2.2中の「c」、図3中の①から最大評価点までの距離) とする。溶融塩電解試験・酸化処理装置内のフード <u>2基</u> については、フード表面から最大評価点となる内壁までの距離をそれぞれ <u>1 500 cm</u> (T-10: 図2.1中の「c」、図3中の③から最大評価点までの距離) <u>1 600 cm</u> (GB-1: 図2.1中の「c」、図3中の④から最大評価点までの距離) とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の見直しを図るため。 ・表現の見直しを図るため。 ・表記の見直しを図るため。 																
<p>表1 放射線業務従事者の実効線量の評価に用いた条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価条件</th> <th>評価条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>線源物質データ</td> <td>酸化ウラン <u>34g</u> (U: O₂=7.44:1=<u>30g^g⁻¹:4g</u>)</td> </tr> <tr> <td>評価対象線源</td> <td>ウラン及びその<u>娘核種</u>からのγ線</td> </tr> <tr> <td>考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ</td> <td>鉄: <u>7.2g/cm³</u> <u>0.12cm</u> (ドラム缶)</td> </tr> </tbody> </table>	評価条件	評価条件	線源物質データ	酸化ウラン <u>34g</u> (U: O ₂ =7.44:1= <u>30g^g⁻¹:4g</u>)	評価対象線源	ウラン及びその <u>娘核種</u> からのγ線	考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ	鉄: <u>7.2g/cm³</u> <u>0.12cm</u> (ドラム缶)	<p>表1 放射線業務従事者の実効線量の評価に用いた条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価条件</th> <th>評価条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>線源物質データ</td> <td>酸化ウラン: <u>34 g</u> (U: O₂=7.44:1=<u>30g^g⁻¹:4g</u>)</td> </tr> <tr> <td>評価対象線源</td> <td>ウラン及びその<u>子孫核種</u>からのγ線</td> </tr> <tr> <td>考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ</td> <td>鉄: <u>7.2 g/cm³</u> <u>0.12 cm</u> (ドラム缶)</td> </tr> </tbody> </table>	評価条件	評価条件	線源物質データ	酸化ウラン: <u>34 g</u> (U: O ₂ =7.44:1= <u>30g^g⁻¹:4g</u>)	評価対象線源	ウラン及びその <u>子孫核種</u> からのγ線	考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ	鉄: <u>7.2 g/cm³</u> <u>0.12 cm</u> (ドラム缶)	<ul style="list-style-type: none"> ・表記の見直しを図るため。 ・誤記修正のため。
評価条件	評価条件																	
線源物質データ	酸化ウラン <u>34g</u> (U: O ₂ =7.44:1= <u>30g^g⁻¹:4g</u>)																	
評価対象線源	ウラン及びその <u>娘核種</u> からのγ線																	
考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ	鉄: <u>7.2g/cm³</u> <u>0.12cm</u> (ドラム缶)																	
評価条件	評価条件																	
線源物質データ	酸化ウラン: <u>34 g</u> (U: O ₂ =7.44:1= <u>30g^g⁻¹:4g</u>)																	
評価対象線源	ウラン及びその <u>子孫核種</u> からのγ線																	
考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ	鉄: <u>7.2 g/cm³</u> <u>0.12 cm</u> (ドラム缶)																	

変更前	
線源領域のモデル化	ウラン粉末：球線源 半径 1.6cm 線源物質：酸化ウラン 2g/cm³
遮蔽定数	線量換算係数：ICRP Pub. 74 ⁽⁴⁾ データの値

補正後	
線源領域のモデル化	ウラン粉末：球線源 半径 1.6 cm 線源物質：酸化ウラン 2 g/cm³
遮蔽定数	線量換算係数：ICRP Pub. 74 ⁽⁴⁾ データの値

変更理由

・表記の見直しを図るため。

※1：応用試験棟の固体廃棄物搬出先であるウラン廃棄物処理施設でのドラム缶1本あたりの実測値に基づき保守側に設定した値 **30gU/本**を使用
 ※2：晶析製品転換後の燃料製造適応性評価⁽⁶⁾より、酸化ウラン粉末の密度は **1.0~3.0g/cm³**程度であることから、本評価では酸化ウラン粉末の密度を **2g/cm³**とする(表2中も同)

※1：応用試験棟の固体廃棄物搬出先であるウラン廃棄物処理施設でのドラム缶1本あたりの実測値に基づき保守側に設定した値 **30 gU/本**を使用
 ※2：晶析製品転換後の燃料製造適応性評価⁽⁶⁾より、酸化ウラン粉末の密度は **1.0~3.0 g/cm³**程度であることから、本評価では酸化ウラン粉末の密度を **2 g/cm³**とする(表2中も同じ)

・表記及び表現の見直しを図るため。

表2 管理区域境界の実効線量の評価に用いた条件

	個別評価対象物	評価条件
線源物質データ	ドラム缶(固体廃棄施設内)	酸化ウラン 8 712.3g (U:O ₂ =7.44:1=7 680g ⁽³⁾ :1 032.3g)
	抽出システム試験装置	ウラン 105 kg (350g/L ⁽³⁾ ×300L ⁽³⁾)
	ウラン溶液蒸発濃縮設備	ウラン 280 kg (350g/L ⁽³⁾ ×800L ⁽³⁾)
	溶融塩電解試験・酸化処理装置内のフード2個	酸化ウラン 1 134g (U:O ₂ =7.44:1=1 000g ⁽³⁾ :134g)
評価対象線源	ドラム缶(固体廃棄施設内)	ウラン及びその娘核種からのγ線
	抽出システム試験装置	
	ウラン溶液蒸発濃縮設備	
	溶融塩電解試験・酸化処理装置内のフード2個	
考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ	ドラム缶(固体廃棄施設内)	鉄(ドラム缶;図2.1中「X」): 7.2g/cm³ 0.12cm (図2.1中「b」)
	抽出システム試験装置	無し ⁽³⁾ (図2.2中「X」無し、「b=0」)
	ウラン溶液蒸発濃縮設備	ステンレス鋼(受槽;図2.2中「X」): 7.2g/cm³ 0.4cm (図2.2中「b」)
	溶融塩電解試験・酸化処理装置内のフード2個	フード遮蔽考慮せず ⁽³⁾ (図2.1中「X」無し、「b=0」)
線源領域のモデル化	ドラム缶(固体廃棄施設内)	ウラン粉末(図2.1中「Z」):球線源 半径 10.1cm (図2.1中「a/2」) 線源物質:酸化ウラン 2g/cm³
	抽出システム試験装置	ウラン溶液(図2.2中「Z」):円柱線源 半径 39.0cm (図2.2中「a/2」) 高さ 62.8cm (図2.2中「d」) 線源物質:水 1g/cm³
	ウラン溶液蒸発濃縮設備	ウラン溶液(図2.2中「Z」):円柱線源 半径 47.5cm (図2.2中「a/2」) 高さ 113.0cm (図2.2中「d」) 線源物質:水 1g/cm³
	溶融塩電解試験・酸化処理装置内のフード2個	ウラン粉末(図2.1中「Z」):球線源 半径 5.1cm (図2.1中「a/2」) 線源物質:酸化ウラン 2g/cm³
	遮蔽定数	線量換算係数:ICRP Pub. 74 ⁽⁴⁾ データの値

表2 管理区域境界の実効線量の評価に用いた条件

	個別評価対象物	評価条件
線源物質データ	ドラム缶(固体廃棄施設内)	酸化ウラン 8 712.3 g (U:O ₂ =7.44:1=7 680 g ⁽³⁾ :1 032.3 g)
	抽出システム試験装置	ウラン 105 kg (350 g/L ⁽³⁾ ×300 L ⁽³⁾)
	ウラン溶液蒸発濃縮設備	ウラン 280 kg (350 g/L ⁽³⁾ ×800 L ⁽³⁾)
	溶融塩電解試験・酸化処理装置内のフード2基	酸化ウラン 1 134 g (U:O ₂ =7.44:1=1 000 g ⁽³⁾ :134 g)
評価対象線源	ドラム缶(固体廃棄施設内)	ウラン及びその子孫核種からのγ線
	抽出システム試験装置	
	ウラン溶液蒸発濃縮設備	
	溶融塩電解試験・酸化処理装置内のフード2基	
考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ	ドラム缶(固体廃棄施設内)	鉄(ドラム缶;図2.1中「X」): 7.2 g/cm³ 0.12 cm (図2.1中「b」)
	抽出システム試験装置	無し ⁽³⁾ (図2.2中「X」無し、「b=0」)
	ウラン溶液蒸発濃縮設備	ステンレス鋼(受槽;図2.2中「X」): 7.2 g/cm³ 0.4 cm (図2.2中「b」)
	溶融塩電解試験・酸化処理装置内のフード2基	フード遮蔽考慮せず ⁽³⁾ (図2.1中「X」無し、「b=0」)
線源領域のモデル化	ドラム缶(固体廃棄施設内)	ウラン粉末(図2.1中「Z」):球線源 半径 10.1 cm (図2.1中「a/2」) 線源物質:酸化ウラン 2 g/cm³
	抽出システム試験装置	ウラン溶液(図2.2中「Z」):円柱線源 半径 39.0 cm (図2.2中「a/2」) 高さ 62.8 cm (図2.2中「d」) 線源物質:水 1 g/cm³
	ウラン溶液蒸発濃縮設備	ウラン溶液(図2.2中「Z」):円柱線源 半径 47.5 cm (図2.2中「a/2」) 高さ 113.0 cm (図2.2中「d」) 線源物質:水 1 g/cm³
	溶融塩電解試験・酸化処理装置内のフード2基	ウラン粉末(図2.1中「Z」):球線源 半径 5.1 cm (図2.1中「a/2」) 線源物質:酸化ウラン 2 g/cm³
	遮蔽定数	線量換算係数:ICRP Pub. 74 ⁽⁴⁾ データの値

・表記の見直しを図るため。

・表現の見直しを図るため。
・誤記修正のため。

変更前	補正後	変更理由
<p>溶融塩電解試験・酸化処理装置内のフード2個</p> <p>※1: 30gU/本×工学試験室の最大保管数 256 本=7.680gU ※2: 抽出システム試験想定最大濃度 ※3: 抽出システム試験装置給液槽容量 ※4: ウラン蒸発濃縮時の想定最大濃度 ※5: ウラン濃縮液受槽容量 ※6: 各フードでの想定最大使用量 ※7: 抽出システム装置の系統内にアクリル材を使用する部分があるため、装置本体の遮蔽は考慮しない ※8: 各フードには開口部があるため、フードによる遮蔽は考慮しない</p> <p>・図1 放射線業務従事者の線量計算モデル概念図 (省略) ・図2.1 管理区域境界の線量計算モデル概念図 (省略) ・図2.2 管理区域境界の線量計算モデル概念図 (省略) ・図3 管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価点 (省略)</p>	<p>溶融塩電解試験・酸化処理装置内のフード2基</p> <p>※1: 30 gU/本×工学試験室の最大保管数 256 本=7.680 gU ※2: 抽出システム試験想定最大濃度 ※3: 抽出システム試験装置給液槽容量 ※4: ウラン蒸発濃縮時の想定最大濃度 ※5: ウラン濃縮液受槽容量 ※6: 各フードでの想定最大使用量 ※7: 抽出システム装置の系統内にアクリル材を使用する部分があるため、装置本体の遮蔽は考慮しない ※8: 各フードには開口部があるため、フードによる遮蔽は考慮しない</p> <p>・図1 放射線業務従事者の線量計算モデル概念図 (変更なし) ・図2.1 管理区域境界の線量計算モデル概念図 (変更なし) ・図2.2 管理区域境界の線量計算モデル概念図 (変更なし) ・図3 管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価点 (変更なし)</p>	<p>・表記の見直しを図るため。</p>
<p>(2) 評価結果</p> <p>放射線業務従事者の実効線量は1日 (3h) で <u>0.6 μSv</u>、1年間 (750h) で <u>0.1mSv</u> となり、線量告示に比べて十分低い。</p> <p>管理区域境界での実効線量の合計が最も大きい工学試験室における個別評価対象物の管理区域境界での線量率は、ドラム缶 (固体廃棄施設内) で $2.2 \times 10^{-3} \mu\text{Sv/h}$、抽出システム試験装置で $1.4 \times 10^{-1} \mu\text{Sv/h}$、ウラン溶液蒸発濃縮設備で $1.4 \mu\text{Sv/h}$、溶融塩電解試験・酸化処理装置内のフード2個 (T-10、GB-1の合計) で $3.9 \times 10^{-1} \mu\text{Sv/h}$ であり、それぞれの合計で $1.6 \mu\text{Sv/h}$ となり、500h/3月で評価した結果、<u>0.8mSv/3月</u> となり、線量告示に定める管理区域境界での実効線量である 1.3 mSv/3月を超えることはない。</p>	<p>(2) 評価結果</p> <p>放射線業務従事者の実効線量は1日 (3 h) で <u>0.6 μSv</u>、1年間 (750 h) で <u>0.1 mSv</u> となり、線量告示に比べて十分低い。</p> <p>管理区域境界での実効線量の合計が最も大きい工学試験室における個別評価対象物の管理区域境界での線量率は、ドラム缶 (固体廃棄施設内) で $2.2 \times 10^{-3} \mu\text{Sv/h}$、抽出システム試験装置で $1.4 \times 10^{-1} \mu\text{Sv/h}$、ウラン溶液蒸発濃縮設備で $1.4 \mu\text{Sv/h}$、溶融塩電解試験・酸化処理装置内のフード2基 (T-10、GB-1の合計) で $3.9 \times 10^{-1} \mu\text{Sv/h}$ であり、それぞれの合計で $1.6 \mu\text{Sv/h}$ となり、500 h/3月で評価した結果、<u>0.8 mSv/3月</u> となり、線量告示に定める管理区域境界での実効線量である 1.3 mSv/3月を超えることはない。</p>	<p>・表記及び表現の見直しを図るため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>3. 火災等による損傷の防止</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 施設検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（以下「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>3.1 火災防止対策 (省略)</p> <p>3.2 爆発防止対策 本施設内で爆発事故の可能性があるのは、可燃性有機溶媒を使用する作業に限られる。危険物一般取扱所である工学試験室内の抽出システム試験装置では火気を使用しないとともに、可燃性有機溶媒取扱時はフード内を換気することで爆発、引火を防止する。 また、工学試験室以外の試験室のフード内で使用する可燃性有機溶媒は、第四類少量未満危険物制限量以内で取り扱うとともに、フード内を換気することで爆発、引火を防止する。</p> <p>3.3 火災の拡大防止対策 (省略)</p> <p>3.4 放射性廃棄物の火災防止対策 (省略)</p> <p>4. 立ち入りの防止 (省略)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>3. 火災等による損傷の防止</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>3.1 火災防止対策 (変更なし)</p> <p>3.2 爆発防止対策 本施設内で爆発事故の可能性があるのは、可燃性有機溶媒を使用する作業に限られる。危険物一般取扱所である工学試験室内の抽出システム試験装置では火気を使用しないとともに、可燃性有機溶媒を取扱うときはフード内を換気することで爆発、引火を防止する。 また、工学試験室以外の試験室のフード内で使用する可燃性有機溶媒は、第四類少量未満危険物を制限量以内で取り扱うとともに、フード内を換気することで爆発、引火を防止する。</p> <p>3.3 火災の拡大防止対策 (変更なし)</p> <p>3.4 放射性廃棄物の火災防止対策 (変更なし)</p> <p>4. 立ち入りの防止 (章題のみ変更)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>・使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正（令和2年4月1日施行。以下、変更理由においては「法令改正」という。）のため。</p> <p>・表現の見直しを図るため。</p> <p>・法令改正のため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>5. 自然現象による影響の考慮</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第六条 使用施設等（施設検査対象施設は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p> </div> <p>5.1 施設の地盤 (省略)</p> <p>5.2 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>5.3 津波による損傷の防止 本施設は、核燃料サイクル工学研究所の北側中央部に位置し、海岸から約 <u>600m</u>、海拔約 <u>8.5 m</u> の場所に設置しているため、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。</p> <p>5.4 外部からの衝撃による損傷の防止 本施設は、建築基準法に従い風圧力、積雪等の外力も考慮した設計を行っており、台風や積雪等による被害を受けるおそれは少ない。 また、応用試験棟近傍には比較的大きな一級河川として久慈川と新川があるが、久慈川は北方に約 <u>5 km</u> 離れており、新川は水量が少ないため、河川の氾濫による洪水のおそれはない。</p> <p>6. 核燃料物質の臨界防止 (省略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第七条 施設検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。 2 施設検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p> </div>	<p>5. 自然現象による影響の考慮</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p> </div> <p>5.1 施設の地盤 (変更なし)</p> <p>5.2 地震による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>5.3 津波による損傷の防止 本施設は、核燃料サイクル工学研究所の北側中央部に位置し、海岸から約 <u>600 m</u>、海拔約 <u>8.5 m</u> の場所に設置しているため、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。</p> <p>5.4 外部からの衝撃による損傷の防止 本施設は、建築基準法に従い風圧力、積雪等の外力も考慮した設計を行っており、台風や積雪等による被害を受けるおそれは少ない。 また、応用試験棟近傍には比較的大きな一級河川として久慈川と新川があるが、久慈川は北方に約 <u>5 km</u> 離れており、新川は水量が少ないため、河川の氾濫による洪水のおそれはない。</p> <p>6. 核燃料物質の臨界防止 (規則条文のみ変更)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。 2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p> </div>	<p>・法令改正のため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・法令改正のため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>7. <u>施設検査対象施設</u>の地盤 (省略)</p> <p>八条 <u>施設検査対象施設</u>は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する<u>施設</u>のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）にあつては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても<u>当該施設検査対象施設</u>を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>7. <u>使用前検査対象施設</u>の地盤 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第八条 <u>使用前検査対象施設</u>は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する<u>使用前検査対象施設</u>のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあつては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても<u>当該使用前検査対象施設</u>を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>8. 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>第九条 <u>施設検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>施設検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>8. 地震による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>使用前検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>9. 津波による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十条 <u>施設検査対象施設</u>は、その供用中に<u>当該施設検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>9. 津波による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その供用中に<u>当該使用前検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十一条 施設検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 施設検査対象施設は、工場若しくは事業所（以下「工場等」という。）内又はその周辺において想定される当該施設検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十一条 使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>11. 施設検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (省略)</p> <p>第十二条 施設検査対象施設が設置される工場等には、施設検査対象施設への人の不法な侵入、施設検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 施設検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>11. 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>12. 溢水による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十三条 施設検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>12. 溢水による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p> <p>第十四条 施設検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>14. 飛散物による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十五条 施設検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>14. 飛散物による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p> <p>第十六条 施設検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>16. 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十七条 施設検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>16. 環境条件を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>17. 検査等を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十八条 施設検査対象施設は、当該施設検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>17. 検査等を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>18. 施設検査対象施設の共用 (省略)</p> <p>第十九条 施設検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、施設検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>18. 使用前検査対象施設の共用 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>19. 誤操作の防止 (省略)</p> <p>第二十条 施設検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>19. 誤操作の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>20. 安全避難通路等 (省略)</p> <p>第二十一条 施設検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>20. 安全避難通路等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (省略)</p> <p>第二十二条 施設検査対象施設は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十二条 使用前検査対象施設は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>22. 貯蔵施設</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>本施設の貯蔵施設として、地階のウラン貯蔵室がある。</p> <p>核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、貯蔵室扉へ施錠の措置を講じる。</p>	<p>22. 貯蔵施設</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>本施設の貯蔵施設として、地階のウラン貯蔵室があり、核燃料物質を貯蔵するために十分な容量を有している。</p> <p>核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、貯蔵室扉へ施錠の措置を講じる。</p>	<p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足して</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>23. 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p> <p>23.1 気体状の放射性廃棄物管理</p> <p>23.1.1 気体状の放射性廃棄物の管理方法 (省略)</p>	<p>また、出入口には「貯蔵室」及び「許可なくして立ち入りを禁ずる」旨の表示を行う。</p> <p>23. 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p> <p>23.1 気体状の放射性廃棄物管理</p> <p>23.1.1 気体状の放射性廃棄物の管理方法 (変更なし)</p>	<p>いるが、法令要求事項である記載の明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変更ではなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>

変更前	補正後	変更理由																				
<p>23.1.2 管理区域内の放射性物質濃度</p> <p>(1) 概要</p> <p>管理区域内における放射性物質濃度を評価する。評価対象室は、「固体廃棄施設のみの室」及び「固体廃棄施設のほかに核燃料物質の使用施設や液体廃棄施設がある室」とする。評価において、保管する固体廃棄物についてはビニールシート等で梱包し、ドラム缶等の閉じ込め性の高い金属性容器に収納するほか、容器に収納できない大型の構造物等はビニールシート等で多重に梱包する汚染拡大防止措置を施すため、容器等からの空気中への放射性物質の漏洩は無いものとする。また、使用施設において密閉状態で運転する設備についても、空気中への放射性物質の漏洩は無いものとする。23.1.2(2)③の評価結果より、各評価対象室の空気中の放射性物質濃度は、線量告示に定める放射性物質の濃度限度より十分に小さい。</p> <p>以下に、管理区域内の放射性物質濃度の評価の詳細を示す。</p> <p>(2) 管理区域内の放射性物質濃度の評価</p> <p>① 評価方法</p> <p>空気中の放射性物質濃度の評価は、RADIOISOTOPES、32、260～269(1983)⁶⁰より、下表に示す係数を用いて、式1により算出する。</p> <table border="1" data-bbox="201 782 996 1013"> <caption>表 飛散に係る要素の分類と係数</caption> <thead> <tr> <th>飛散に係る要素の分類</th> <th>係数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核種 (²³⁵U、²³⁸U) による飛散率/日⁶¹</td> <td>10⁻⁷</td> </tr> <tr> <td>物理的形態による係数</td> <td>粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1</td> </tr> <tr> <td>取扱行為による係数</td> <td>加熱：×100、化学反応及び機械加工：×10 一般的操作：×1、静置：×0.1</td> </tr> <tr> <td>閉じ込め性による係数</td> <td>フード等：×0.1、開放：×1</td> </tr> </tbody> </table> <p>式1：空気中の放射性物質濃度＝(取扱量×飛散率×物理形態係数×取扱行為係数×閉じ込め性による係数×比放射能)÷(1時間あたりの排気量×作業時間)</p> <p>なお、一日あたりの作業時間は8時間とし、天然ウランの比放射能は、2.615×10⁸Bq/gUとする。</p> <p>※1：RADIOISOTOPES、32、260～269(1983)⁶⁰では、²³⁵U、²³⁸Uは、グループ4に分類されており、グループ1、2、3より安全な核種とされている。本文献では、第4グループの飛散率の記載がないため、第3グループの飛散率である10⁻⁷を使用する。</p> <p>② 評価対象室及び評価条件</p> <p>i) 固体廃棄施設のみの室</p> <p>該当する室は、機器除染室及び廃棄物保管室である。各室には、核燃料物質で汚染された放射性廃棄物を収納したドラム缶を保管するが、ドラム缶からの空気中への放射性物質の漏洩は無いものとする。</p> <p>ii) 固体廃棄施設のほかに核燃料物質の使用施設や液体廃棄施設がある室</p>	飛散に係る要素の分類	係数等	核種 (²³⁵ U、 ²³⁸ U) による飛散率/日 ⁶¹	10 ⁻⁷	物理的形態による係数	粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1	取扱行為による係数	加熱：×100、化学反応及び機械加工：×10 一般的操作：×1、静置：×0.1	閉じ込め性による係数	フード等：×0.1、開放：×1	<p>23.1.2 管理区域内の放射性物質濃度</p> <p>(1) 概要</p> <p>管理区域内における放射性物質濃度を評価する。評価対象室は、「固体廃棄施設のみの室」及び「固体廃棄施設のほかに核燃料物質の使用施設や液体廃棄施設がある室」とする。評価において、保管する固体廃棄物についてはビニールシート等で梱包し、ドラム缶等の閉じ込め性の高い金属性容器に収納するほか、容器に収納できない大型の構造物等はビニールシート等で多重に梱包する等の汚染拡大防止措置を施すため、容器等からの空気中への放射性物質の漏洩は無いものとする。また、使用施設において密閉状態で運転する設備についても、空気中への放射性物質の漏洩は無いものとする。23.1.2(2)③の評価結果より、各評価対象室の空気中の放射性物質濃度は、線量告示に定める放射性物質の濃度限度より十分に小さい。</p> <p>以下に、管理区域内の放射性物質濃度の評価の詳細を示す。</p> <p>(2) 管理区域内の放射性物質濃度の評価</p> <p>① 評価方法</p> <p>空気中の放射性物質濃度の評価は、RADIOISOTOPES、32、260～269(1983)⁶⁰より、下表に示す係数を用いて、式1により算出する。</p> <table border="1" data-bbox="1153 782 1948 1013"> <caption>表 飛散に係る要素の分類と係数</caption> <thead> <tr> <th>飛散に係る要素の分類</th> <th>係数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核種 (²³⁵U、²³⁸U) による飛散率/日⁶¹</td> <td>10⁻⁷</td> </tr> <tr> <td>物理的形態による係数</td> <td>粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1</td> </tr> <tr> <td>取扱行為による係数</td> <td>加熱：×100、化学反応及び機械加工：×10 一般的操作：×1、静置：×0.1</td> </tr> <tr> <td>閉じ込め性による係数</td> <td>フード等：×0.1、開放：×1</td> </tr> </tbody> </table> <p>式1：空気中の放射性物質濃度＝(取扱量×飛散率×物理形態係数×取扱行為係数×閉じ込め性による係数×比放射能)÷(1時間当たりの排気量×作業時間)</p> <p>なお、一日当たりの作業時間は8時間とし、天然ウランの比放射能は、2.615×10⁸Bq/gUとする。</p> <p>※1：RADIOISOTOPES、32、260～269(1983)⁶⁰では、²³⁵U、²³⁸Uは、グループ4に分類されており、グループ1、2、3より安全な核種とされている。本文献では、第4グループの飛散率の記載がないため、第3グループの飛散率である10⁻⁷を使用する。</p> <p>② 評価対象室及び評価条件</p> <p>i) 固体廃棄施設のみの室</p> <p>該当する室は、機器除染室及び廃棄物保管室である。各室には、核燃料物質で汚染された放射性廃棄物を収納したドラム缶を保管するが、ドラム缶から空気中への放射性物質の漏洩は無いものとする。</p> <p>ii) 固体廃棄施設のほかに核燃料物質の使用施設や液体廃棄施設がある室</p>	飛散に係る要素の分類	係数等	核種 (²³⁵ U、 ²³⁸ U) による飛散率/日 ⁶¹	10 ⁻⁷	物理的形態による係数	粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1	取扱行為による係数	加熱：×100、化学反応及び機械加工：×10 一般的操作：×1、静置：×0.1	閉じ込め性による係数	フード等：×0.1、開放：×1	<p>・表現の見直しを図るため。</p> <p>・記載位置の見直しを図るため。</p> <p>・表記及び表現の見直しを図るため。</p> <p>・表現の見直しを図るため。</p>
飛散に係る要素の分類	係数等																					
核種 (²³⁵ U、 ²³⁸ U) による飛散率/日 ⁶¹	10 ⁻⁷																					
物理的形態による係数	粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1																					
取扱行為による係数	加熱：×100、化学反応及び機械加工：×10 一般的操作：×1、静置：×0.1																					
閉じ込め性による係数	フード等：×0.1、開放：×1																					
飛散に係る要素の分類	係数等																					
核種 (²³⁵ U、 ²³⁸ U) による飛散率/日 ⁶¹	10 ⁻⁷																					
物理的形態による係数	粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1																					
取扱行為による係数	加熱：×100、化学反応及び機械加工：×10 一般的操作：×1、静置：×0.1																					
閉じ込め性による係数	フード等：×0.1、開放：×1																					

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>固体廃棄施設のほかに使用施設がある室は、試験室 3 及び工学試験室である。また、固体廃棄施設の他に液体廃棄施設がある室は廃液処理室である。各施設の空気中の放射性物質濃度を、①の評価方法により算出し、それぞれ評価する。その結果、空気中の放射性物質濃度がもっとも高い室は、廃水処理室であり、廃水処理室についての評価条件を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固体廃棄施設について、核燃料物質で汚染された放射性廃棄物を収納したドラム缶を保管するが、ドラム缶からの空気中への放射性物質の漏洩は無いものとする。 ・液体廃棄施設の廃水処理設備では、ウラン溶液を沈澱分離させ、溶液中のウランを沈澱物として開放状態で回収するため、評価対象をウラン粉末とする。なお、沈澱分離操作は化学反応を伴うため取扱行為による係数は「10」とし、沈澱物を開放状態で回収するため、閉じ込め性による係数は「1」とする。廃水処理設備において、ウラン粉末をウラン量で 250 g (想定される最大使用量) 取り扱うとし、本室内の排気量を $5\,880\text{ m}^3/\text{h}$ (設計風量) として評価する。なお、この評価値は濃度限度と比較して十分低いため、放射線業務従事者の内部被ばくへの影響はない。 <p>③ 評価結果</p> <p>上記①②を基に、「固体廃棄施設のみ室」及び「固体廃棄施設のほかに核燃料物質の使用施設や液体廃棄施設がある室」の空気中の放射性物質濃度の評価を行った結果は以下の通りであり、線量告示に定める放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度である $3 \times 10^{-6}\text{ Bq/cm}^3$ を超えることはない。</p> <p>i) 固体廃棄施設のみ室 : ドラム缶からの空気中への放射性物質の漏洩は無し</p> <p>ii) 固体廃棄施設のほかに液体廃棄施設がある室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固体廃棄施設 : ドラム缶からの空気中への放射性物質の漏洩は無し ・液体廃棄施設 : $1.4 \times 10^{-9}\text{ Bq/cm}^3$ <p>23.2 液体状の放射性廃棄物管理 (省略)</p> <p>23.3 固体状の放射性廃棄物管理</p> <p>本施設のウラン系固体廃棄物の廃棄施設として、応用試験棟の地階には廃棄物保管室、廃液処理室、1階には工学試験室、機器除染室、3階には試験室 3 がある。また、ウラン廃棄物処理施設があり、その位置はウラン廃棄物処理施設 (別冊 8) による。</p> <p>施設内で発生する固体廃棄物は、可燃性、難燃性及び不燃性に区分するとともに、ウラン廃棄物処理施設へ運搬する。</p> <p>なお、固体廃棄物は金属製の容器又は金属製保管庫に入れ、運搬までの間、区画等の放射線障害防止措置を講じた施設内の固体廃棄施設に置く。</p> <p>施設内の固体廃棄施設に置く廃棄物は、汚染の拡大防止措置を施したエリアにおいて、廃棄物の種類毎に分別、詰め替えを行う。</p>	<p>固体廃棄施設のほかに使用施設がある室は、試験室 3 及び工学試験室である。また、固体廃棄施設のほかに液体廃棄施設がある室は廃液処理室である。各施設の空気中の放射性物質濃度を、①の評価方法により算出し、それぞれ評価する。その結果、空気中の放射性物質濃度が最も高い室は廃水処理室であり、廃水処理室についての評価条件を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固体廃棄施設について、核燃料物質で汚染された放射性廃棄物を収納したドラム缶を保管するが、ドラム缶から空気中へ放射性物質の漏えいは無いものとする。 ・液体廃棄施設の廃水処理設備では、ウラン溶液を沈澱分離させ、溶液中のウランを沈澱物として開放状態で回収するため、評価対象をウラン粉末とする。なお、沈澱分離操作は化学反応を伴うため取扱行為による係数は「10」とし、沈澱物を開放状態で回収するため、閉じ込め性による係数は「1」とする。廃水処理設備において、ウラン粉末をウラン量で 250 g (想定される最大使用量) 取り扱うとし、本室内の排気量を $5\,880\text{ m}^3/\text{h}$ (設計風量) として評価する。なお、この評価値は濃度限度と比較して十分低いため、放射線業務従事者の内部被ばくに影響はない。 <p>③ 評価結果</p> <p>上記①②を基に、「固体廃棄施設のみ室」及び「固体廃棄施設のほかに核燃料物質の使用施設や液体廃棄施設がある室」の空気中の放射性物質濃度の評価を行った結果は以下のとおりであり、線量告示に定める放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度である $3 \times 10^{-6}\text{ Bq/cm}^3$ を超えることはない。</p> <p>i) 固体廃棄施設のみ室 : ドラム缶からの空気中への放射性物質の漏えいは無し</p> <p>ii) 固体廃棄施設のほかに液体廃棄施設がある室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固体廃棄施設 : ドラム缶からの空気中への放射性物質の漏えいは無し ・液体廃棄施設 : $1.4 \times 10^{-9}\text{ Bq/cm}^3$ <p>23.2 液体状の放射性廃棄物管理 (変更なし)</p> <p>23.3 固体状の放射性廃棄物管理</p> <p>本施設のウラン系固体廃棄物の廃棄施設として、応用試験棟の地階には廃棄物保管室、廃液処理室、1階には工学試験室、機器除染室、3階には試験室 3 がある。また、ウラン廃棄物処理施設があり、その位置はウラン廃棄物処理施設 (別冊 8) による。</p> <p>施設内で発生する固体廃棄物は、可燃性、難燃性及び不燃性に区分するとともに、ウラン廃棄物処理施設へ運搬する。</p> <p>なお、固体廃棄物は金属製の容器又は金属製保管庫に入れ、搬出までの間、区画等の放射線障害防止措置を講じた施設内の固体廃棄施設に置く。</p> <p>施設内の固体廃棄施設に置く廃棄物は、汚染の拡大防止措置を施したエリアにおいて、廃棄物の種類毎に分別、詰め替えを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の見直しを図るため。 ・表現の見直しを図るため。 ・表記の見直しを図るため。 ・表現の見直しを図るため。 ・表記の見直しを図るため。 ・表現の見直しを図るため。

変 更 前	補 正 後	変更理由																				
<p>固体廃棄物の処理及び保管については、下部要領等で定めた方法で行う。 施設内の各固体廃棄施設での保管数量は、次表のとおりである。なお、各保管能力はウラン廃棄物処理施設の内数である。</p> <table border="1" data-bbox="185 406 1014 608"> <thead> <tr> <th>保管場所の名称</th> <th>保管能力 (200L ドラム缶換算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物保管室</td> <td>30本</td> </tr> <tr> <td>廃液処理室</td> <td>4本</td> </tr> <tr> <td>工学試験室の一部</td> <td>256本</td> </tr> <tr> <td>機器除染室</td> <td>10本</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載なし)</p> <p>24. 汚染を検査するための設備 (省略)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	保管場所の名称	保管能力 (200L ドラム缶換算)	廃棄物保管室	30本	廃液処理室	4本	工学試験室の一部	256本	機器除染室	10本	<p>固体廃棄物の処理及び保管については、下部要領等で定めた方法で行う。 施設内の各固体廃棄施設での保管数量は、次表のとおりである。なお、各保管能力はウラン廃棄物処理施設の内数である。</p> <table border="1" data-bbox="1137 406 1966 608"> <thead> <tr> <th>保管場所の名称</th> <th>保管能力 (200 L ドラム缶換算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物保管室</td> <td>30本</td> </tr> <tr> <td>廃液処理室</td> <td>4本</td> </tr> <tr> <td>工学試験室の一部</td> <td>256本</td> </tr> <tr> <td>機器除染室</td> <td>10本</td> </tr> </tbody> </table> <p>23.4 標識の設置</p> <p>23.4.1 廃棄施設の標識 廃棄施設には標識を設ける。標識には、日本産業規格による放射能標識に「<u>廃棄施設</u>」及び「<u>許可なくして立入りを禁ず</u>」を記載する。</p> <p>23.4.2 排気及び排水設備の標識 排気及び排水設備には、日本産業規格による放射能標識に「<u>排気設備</u>」、「<u>排水設備</u>」並びに「<u>許可なくして触れることを禁ず</u>」を記載した標識を設ける。</p> <p>24. 汚染を検査するための設備 (変更なし)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	保管場所の名称	保管能力 (200 L ドラム缶換算)	廃棄物保管室	30本	廃液処理室	4本	工学試験室の一部	256本	機器除染室	10本	<p>・ S I 単位への表記に記載を統一するため。</p> <p>・ 既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、法令要求事項である標識についての記載の明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>
保管場所の名称	保管能力 (200L ドラム缶換算)																					
廃棄物保管室	30本																					
廃液処理室	4本																					
工学試験室の一部	256本																					
機器除染室	10本																					
保管場所の名称	保管能力 (200 L ドラム缶換算)																					
廃棄物保管室	30本																					
廃液処理室	4本																					
工学試験室の一部	256本																					
機器除染室	10本																					

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>25. 監視設備 (省略)</p> <p>第二十六条 <u>施設検査対象施設</u>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、<u>当該施設検査対象施設</u>及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>25. 監視設備 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十六条 <u>使用前検査対象施設</u>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、<u>当該使用前検査対象施設並びにその境界付近</u>における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>26. 非常用電源設備 (省略)</p> <p>第二十七条 <u>施設検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他<u>当該施設検査対象施設</u>の安全機能を確認するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>26. 非常用電源設備 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十七条 <u>使用前検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他<u>当該使用前検査対象施設</u>の安全機能を確認するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>27. 通信連絡設備等 (省略)</p> <p>第二十八条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>27. 通信連絡設備等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十八条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (省略)</p> <p>第二十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、<u>当該施設検査対象施設</u>から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、<u>当該使用前検査対象施設</u>から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>参考文献 (省略)</p>	<p>参考文献 (変更なし)</p>	

核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

新 旧 対 照 表

本文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本-1～7

本文図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本図-1～2

添付書類1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添1-1～8

(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に
関する説明書(事故に関するものを除く。))

洗濯場

変 更 前	補 正 後	変更理由				
<p>1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)</p> <p>2. 使用の目的及び方法 (省略)</p> <p>3. 核燃料物質の種類 (省略)</p> <p>4. 使用の場所 (省略)</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (省略)</p> <p>6. 使用済燃料の処分の方法 (省略)</p> <p>7. 使用施設の位置、構造及び設備 7-1 使用施設の位置</p> <table border="1" data-bbox="114 655 969 1066"> <tr> <td data-bbox="114 655 286 1066">使用施設の位置</td> <td data-bbox="286 655 969 1066"> <p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所の中央部に位置し、海岸から650m、海拔約8.5mのところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約8.5m以上の場所に設置しているため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、建家は排水性が良く安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 使用施設は、洗濯物検査室及び洗濯室である。 洗濯場1階及び2階の平面図をそれぞれ図7-1-1及び図7-1-2に示す。</p> </td> </tr> </table>	使用施設の位置	<p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所の中央部に位置し、海岸から650m、海拔約8.5mのところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約8.5m以上の場所に設置しているため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、建家は排水性が良く安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 使用施設は、洗濯物検査室及び洗濯室である。 洗濯場1階及び2階の平面図をそれぞれ図7-1-1及び図7-1-2に示す。</p>	<p>1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)</p> <p>2. 使用の目的及び方法 (変更なし)</p> <p>3. 核燃料物質の種類 (変更なし)</p> <p>4. 使用の場所 (変更なし)</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (変更なし)</p> <p>6. 使用済燃料の処分の方法 (変更なし)</p> <p>7. 使用施設の位置、構造及び設備 7-1 使用施設の位置</p> <table border="1" data-bbox="1059 655 1915 1066"> <tr> <td data-bbox="1059 655 1232 1066">使用施設の位置</td> <td data-bbox="1232 655 1915 1066"> <p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所の中央部に位置し、海岸から650m、海拔約8.5mのところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約8.5m以上の場所に設置しているため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、建家は排水性が良く安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 使用施設は、洗濯物検査室及び洗濯室である。 洗濯場1階及び2階の平面図をそれぞれ図7-1-1及び図7-1-2に示す。</p> </td> </tr> </table>	使用施設の位置	<p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所の中央部に位置し、海岸から650m、海拔約8.5mのところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約8.5m以上の場所に設置しているため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、建家は排水性が良く安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 使用施設は、洗濯物検査室及び洗濯室である。 洗濯場1階及び2階の平面図をそれぞれ図7-1-1及び図7-1-2に示す。</p>	<p>・表記の見直しを図るため。</p>
使用施設の位置	<p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所の中央部に位置し、海岸から650m、海拔約8.5mのところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約8.5m以上の場所に設置しているため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、建家は排水性が良く安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 使用施設は、洗濯物検査室及び洗濯室である。 洗濯場1階及び2階の平面図をそれぞれ図7-1-1及び図7-1-2に示す。</p>					
使用施設の位置	<p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所の中央部に位置し、海岸から650m、海拔約8.5mのところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約8.5m以上の場所に設置しているため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、建家は排水性が良く安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 使用施設は、洗濯物検査室及び洗濯室である。 洗濯場1階及び2階の平面図をそれぞれ図7-1-1及び図7-1-2に示す。</p>					

変 更 前				補 正 後				変更理由
7-2 使用施設の構造				7-2 使用施設の構造				
使用施設の名 称	構 造	床面積 (㎡)	設 計 仕 様	使用施設の名 称	構 造	床面積 (㎡)	設 計 仕 様	
洗濯場	鉄筋コンクリート 耐火構造 地上2階 洗濯場1階及び2階の平面図をそれぞれ図 7-1-1 及び図 7-1-2 に示す。	延床面積 約 600 1階 約 230 2階 約 370	耐震、構造強度：建築基準法に基づき、水平震度は0.2である。 耐火構造： <u>消防法</u> に基づく。 閉じ込め：管理区域内は外気に対して負圧にしうる。 主な仕上げ材質：管理区域内の床及び壁は除染が容易な材質で仕上げている。	洗濯場	鉄筋コンクリート 耐火構造 地上2階 洗濯場1階及び2階の平面図をそれぞれ図 7-1-1 及び図 7-1-2 に示す。	延床面積 約 600 1階 約 230 2階 約 370	耐震、構造強度：建築基準法に基づき、水平震度は0.2である。 耐火構造： <u>建築基準法</u> に基づく。 閉じ込め：管理区域内は外気に対して負圧にしうる。 主な仕上げ材質：管理区域内の床及び壁は除染が容易な材質で仕上げている。	
7-3 使用施設の設備				7-3 使用施設の設備				
使用設備の名称	個 数	仕 様		使用設備の名称	個 数	仕 様		
洗濯設備	1 式	水洗い装置、乾燥装置、ランドリーモニタ		洗濯設備	1 式	水洗い装置、乾燥装置、ランドリーモニタ		
放射線管理設備		洗濯場の放射線管理を行う。		放射線管理設備		洗濯場の放射線管理を行う。		
<u>(記載なし)</u>	<u>(記載なし)</u>			<u>排気サンプラ</u>	<u>1 式</u>	<u>集塵ろ紙式</u>		
その他	1 式	エアスニファ、 <u>排気サンプラ</u> 、β線用退出モニタ等		その他	1 式	エアスニファ、β線用退出モニタ等		
その他	1 式	通報設備		その他	1 式	通報設備		

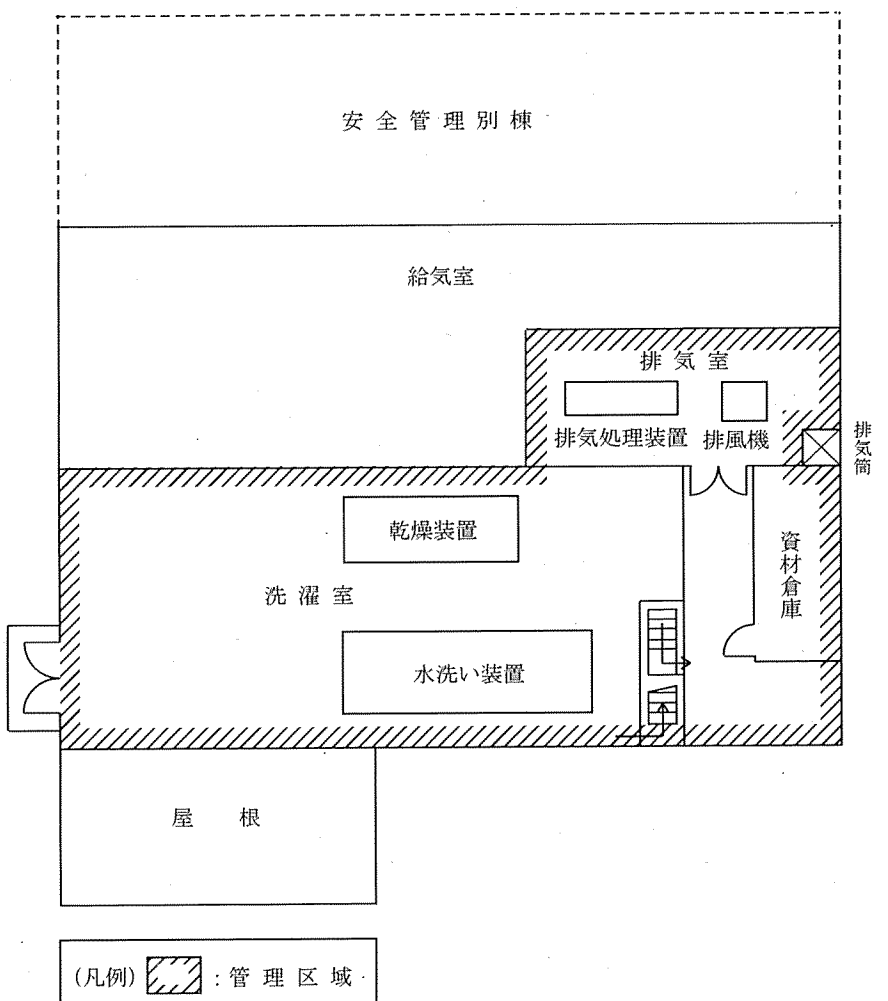
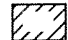
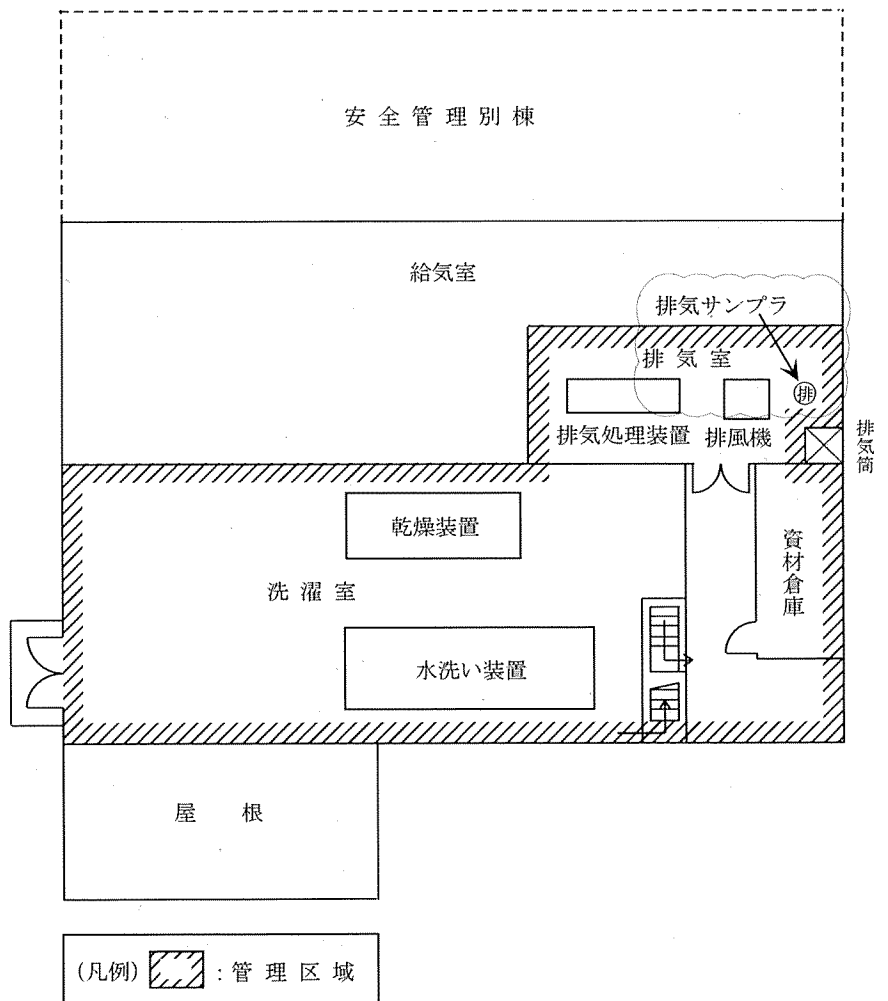
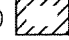
変更前				補正後				変更理由
8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 (省略)				8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 (変更なし)				いることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。 ・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、排気室の設計仕様、標識の記載についての明確化を行う。 なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。
9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 9-1 気体廃棄施設 9-1-1 気体廃棄施設の位置 (省略)				9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 9-1 気体廃棄施設 9-1-1 気体廃棄施設の位置 (変更なし)				
9-1-2 気体廃棄施設の構造				9-1-2 気体廃棄施設の構造				
気体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	気体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	
給気室	「7-2 使用施設の構造」と同じ。	-	給気室、排気室ともに、床、壁及び天井はモルタル防水仕上げである。	給気室	「7-2 使用施設の構造」と同じ。	-	給気室、排気室ともに、床、壁及び天井はモルタル防水仕上げである。	
排気室		-	(記載なし)	排気室		-	<u>標識：人がみだりに排気室内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「22. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>	

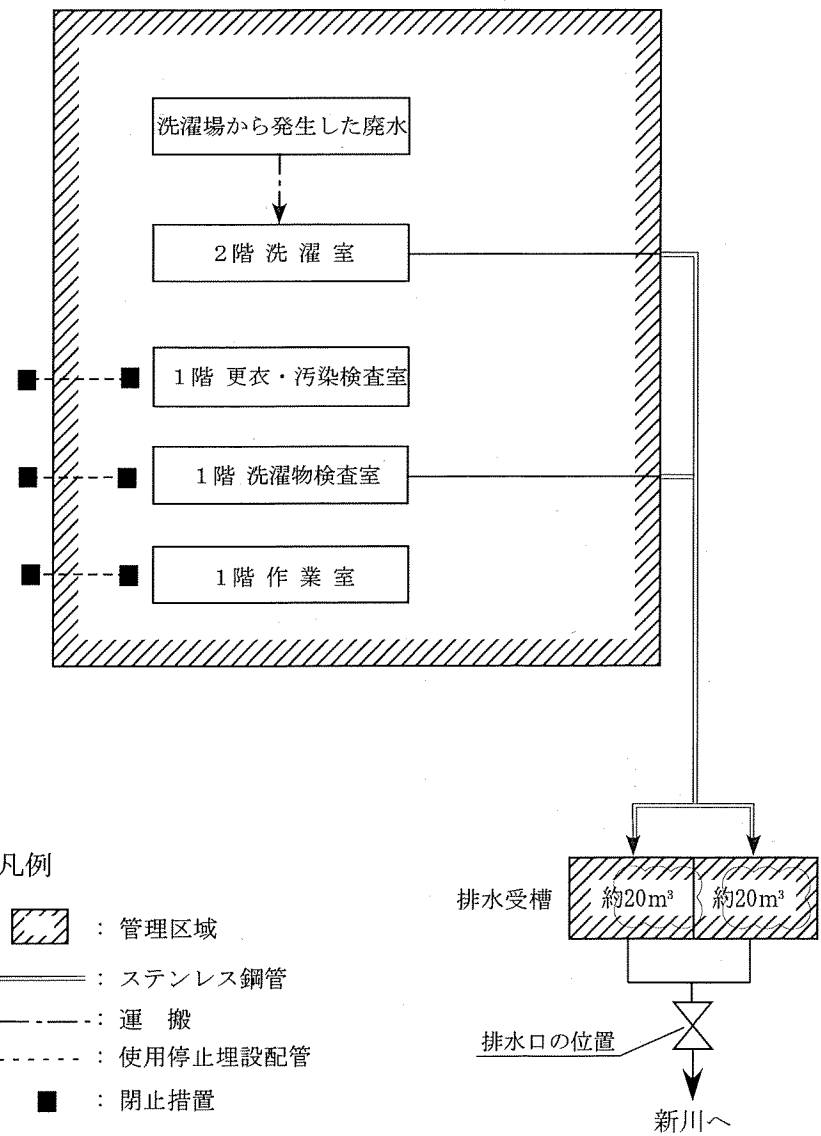
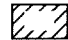

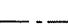
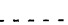

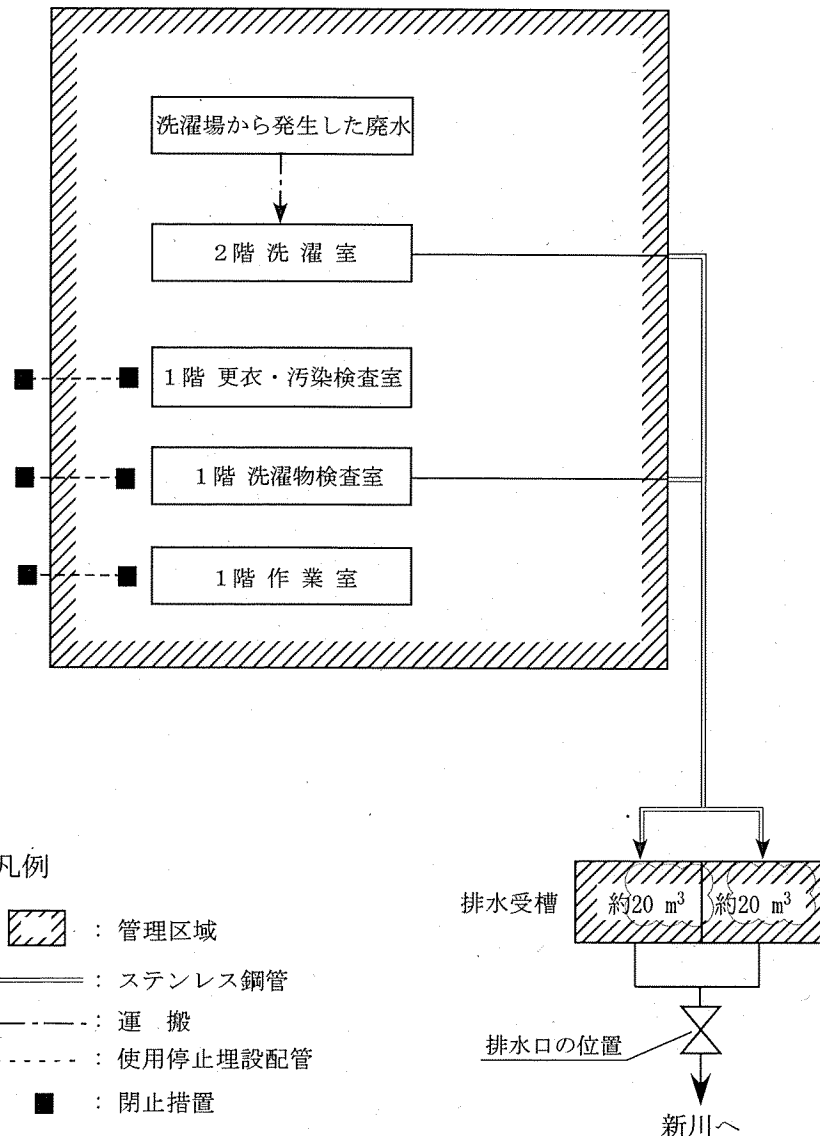
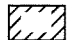




変 更 前		補 正 後		変更理由
9-1-3 気体廃棄施設の設備		9-1-3 気体廃棄施設の設備		
気体廃棄設備の名称	仕 様	気体廃棄設備の名称	仕 様	
排風機	1 台 排気能力 約 9 200 m^3/h 耐震設計：水平震度 0.2 <u>(記載なし)</u>	排風機	1 台 排気能力 約 9 200 m^3/h 耐震設計：水平震度 0.2 <u>標識：添付書類 1 の「22. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>	
高性能エアフィルタ	1 段 捕集効率：0.15 μm 径の粒子に対して 99.97% 以上（単体として）。 管理区域の空気は、プレフィルタ及び高性能エアフィルタ 1 段を経て排気筒から排出する。	高性能エアフィルタ	1 段 捕集効率：0.15 μm 径の粒子に対して 99.97_% 以上（単体として）。 管理区域の空気は、プレフィルタ及び高性能エアフィルタ 1 段を経て排気筒から排出する。	
その他	1 式 排気筒 耐震設計：水平震度 0.2 <u>(記載なし)</u> 図 9-1-1 に洗濯場管理区域給排気系統図を示す。	その他	1 式 排気筒 耐震設計：水平震度 0.2 <u>標識：添付書類 1 の「22. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u> 図 9-1-1 に洗濯場管理区域給排気系統図を示す。	
放射線管理設備 その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	放射線管理設備 その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	

変 更 前				補 正 後				変更理由
9-2 液体廃棄施設 9-2-1 液体廃棄施設の位置 (省略) 9-2-2 液体廃棄施設の構造				9-2 液体廃棄施設 9-2-1 液体廃棄施設の位置 (変更なし) 9-2-2 液体廃棄施設の構造				準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。 ・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、排水受槽の設計仕様に、標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。
液体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様	液体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様	
排水受槽	「7-2 使用施設の構造」と同じ。	—	モルタル防水仕上げ <u>(記載なし)</u>	排水受槽	「7-2 使用施設の構造」と同じ。	—	モルタル防水仕上げ <u>標識：人がみだりに排水受槽内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>	

変 更 前		補 正 後		変更理由
9-2-3 液体廃棄施設の設備		9-2-3 液体廃棄施設の設備		
液体廃棄設備の名称	仕 様	液体廃棄設備の名称	仕 様	
排水受槽	2基 容量：約20 m^3 モルタル防水仕上げ 耐震設計：水平震度0.2 (記載なし) 図7-1-1の洗濯場1階平面図内に排水受槽の配置図を、 図9-1-2に液体廃棄物処理フローシートを示す。	排水受槽	2基 容量：約20 m^3 モルタル防水仕上げ 耐震設計：水平震度0.2 標識：添付書類1の「22. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。 図7-1-1の洗濯場1階平面図内に排水受槽の配置図を、 図9-1-2に液体廃棄物処理フローシートを示す。	
放射線管理設備 その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	放射線管理設備 その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	

変 更 前				補 正 後				変更理由																		
9-3 固体廃棄施設 9-3-1 固体廃棄施設の位置 (省略)				9-3 固体廃棄施設 9-3-1 固体廃棄施設の位置 (変更なし)				・S I 単位への表記に記載を統一するため。 ・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、廃棄物保管室の設計仕様に、標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。																		
9-3-2 固体廃棄施設の構造				9-3-2 固体廃棄施設の構造																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>固体廃棄施設の名称</th> <th>構造</th> <th>床面積 (m²)</th> <th>設計仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洗濯場</td> <td>「7-2 使用施設の構造」と同じ。</td> <td>「7-2 使用施設の構造」と同じ。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄物保管室</td> <td></td> <td>約7</td> <td> 最大保管数量：<u>200L</u>ドラム缶換算で2本^(注) (記載なし) </td> </tr> </tbody> </table>	固体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	洗濯場	「7-2 使用施設の構造」と同じ。	「7-2 使用施設の構造」と同じ。			廃棄物保管室		約7	最大保管数量： <u>200L</u> ドラム缶換算で2本 ^(注) (記載なし)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>固体廃棄施設の名称</th> <th>構造</th> <th>床面積 (m²)</th> <th>設計仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洗濯場</td> <td>「7-2 使用施設の構造」と同じ。</td> <td>「7-2 使用施設の構造」と同じ。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄物保管室</td> <td></td> <td>約7</td> <td> 最大保管数量：<u>200 L</u>ドラム缶換算で2本^(注) 標識：<u>人がみだりに廃棄物保管室内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「22. 廃棄施設」に示すとおりに、標識を設ける。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	固体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	洗濯場	「7-2 使用施設の構造」と同じ。	「7-2 使用施設の構造」と同じ。		廃棄物保管室		約7	最大保管数量： <u>200 L</u> ドラム缶換算で2本 ^(注) 標識： <u>人がみだりに廃棄物保管室内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「22. 廃棄施設」に示すとおりに、標識を設ける。</u>
固体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様																							
洗濯場	「7-2 使用施設の構造」と同じ。	「7-2 使用施設の構造」と同じ。																								
廃棄物保管室		約7	最大保管数量： <u>200L</u> ドラム缶換算で2本 ^(注) (記載なし)																							
固体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様																							
洗濯場	「7-2 使用施設の構造」と同じ。	「7-2 使用施設の構造」と同じ。																								
廃棄物保管室		約7	最大保管数量： <u>200 L</u> ドラム缶換算で2本 ^(注) 標識： <u>人がみだりに廃棄物保管室内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「22. 廃棄施設」に示すとおりに、標識を設ける。</u>																							
(注) ウラン系廃棄物貯蔵施設及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の保管能力45 600本の内数である。				(注) ウラン系廃棄物貯蔵施設及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の保管能力45 600本の内数である。																						
9-3-3 固体廃棄施設の設備 (省略)				9-3-3 固体廃棄施設の設備 (変更なし)																						

変更前	補正後	変更理由
 <p>安全管理別棟</p> <p>給気室</p> <p>排気室</p> <p>排気処理装置 排風機</p> <p>洗濯室</p> <p>乾燥装置</p> <p>水洗い装置</p> <p>資材倉庫</p> <p>屋根</p> <p>(凡例)  : 管理区域</p> <p>図 7-1-2 洗濯場 2階平面図</p>	 <p>安全管理別棟</p> <p>給気室</p> <p>排気サンプラ</p> <p>排気室</p> <p>排気処理装置 排風機</p> <p>洗濯室</p> <p>乾燥装置</p> <p>水洗い装置</p> <p>資材倉庫</p> <p>屋根</p> <p>(凡例)  : 管理区域</p> <p>図 7-1-2 洗濯場 2階平面図</p>	<p>・既に使用許可基準規則を満足しているが、気体廃棄施設の設備に記載されている排気サンプラについて、排気サンプラの位置を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
 <p>洗濯場から発生した廃水</p> <p>2階洗濯室</p> <p>1階 更衣・汚染検査室</p> <p>1階 洗濯物検査室</p> <p>1階 作業室</p> <p>排水受槽 約20m³ 約20m³</p> <p>排水口の位置</p> <p>新川へ</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none">  : 管理区域  : ステンレス鋼管  : 運 搬  : 使用停止埋設配管  : 閉止措置 <p>図9-1-2 液体廃棄物処理フローシート</p>	 <p>洗濯場から発生した廃水</p> <p>2階洗濯室</p> <p>1階 更衣・汚染検査室</p> <p>1階 洗濯物検査室</p> <p>1階 作業室</p> <p>排水受槽 約20 m³ 約20 m³</p> <p>排水口の位置</p> <p>新川へ</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none">  : 管理区域  : ステンレス鋼管  : 運 搬  : 使用停止埋設配管  : 閉止措置 <p>図9-1-2 液体廃棄物処理フローシート</p>	<p>変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表記の見直しを図るため。

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>1. 閉じ込めの機能 (省略)</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> <p>1.1 概要 (省略)</p> <p>1.2 換気設備 (省略)</p> <p>1.3 管理区域</p> <p>本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原則を次に示す。</p> <p>(1) 管理区域への立入りは所定の出入口のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別の許可のある場合以外は使用しない。</p> <p>(2) 管理区域外への退出の際には、所定の出入口に設置される退出モニタ又はサーベイメータにより汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。</p> <p>(3) 管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣・汚染検査室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。</p> <p>(4) 管理区域内で使用する防護装備、作業衣等は、管理区域外では使用しない。</p> <p>(5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立入りを許可された者は、<u>TLDバッジ</u>を装着する。</p> <p>(6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。</p> <p>(7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p>	<p>1. 閉じ込めの機能 (変更なし)</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> <p>1.1 概要 (変更なし)</p> <p>1.2 換気設備 (変更なし)</p> <p>1.3 管理区域</p> <p>本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原則を次に示す。</p> <p>(1) 管理区域への立入りは所定の出入口のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別の許可のある場合以外は使用しない。</p> <p>(2) 管理区域外への退出の際には、所定の出入口に設置される退出モニタ又はサーベイメータにより汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。</p> <p>(3) 管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣・汚染検査室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。</p> <p>(4) 管理区域内で使用する防護装備、作業衣等は、管理区域外では使用しない。</p> <p>(5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立入りを許可された者は、<u>個人線量計</u>を装着する。</p> <p>(6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。</p> <p>(7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p>	<p>・許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可(令和4年12月20日付け原規発第2212203号)を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図るため。</p>
<p>2. 遮蔽 (省略)</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	<p>2. 遮蔽 (変更なし)</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>3. 火災等による損傷の防止 (省略)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 施設検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備 (以下「消火設備」という。) 及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>3. 火災等による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備 (次項において「消火設備」という。) 及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正 (令和2年4月1日施行。以下、変更理由においては「法令改正」という。) のため。</p>
<p>4. 立ち入りの防止 (省略)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>4. 立入りの防止 (章題のみ変更)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>5. 自然現象による影響の考慮</p> <p>第六条 使用施設等 (施設検査対象施設は除く。) は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>建家は排水性が良く安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。</p> <p>5.2 地震による損傷の防止 本施設の耐震・構造強度は、建築基準法に基づき水平震度0.2で設計している。</p> <p>5.3 津波による損傷の防止 本施設は、核燃料サイクル工学研究所の中央部に位置し、海岸から約650m、海拔約8.5mの排水性の良いところにあり、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。</p> <p>5.4 外部からの衝撃による損傷の防止 本施設は、建築基準法に従い風圧力、積雪等の外力も考慮した設計を行っており、台風</p>	<p>5. 自然現象による影響の考慮</p> <p>第六条 使用施設等 (使用前検査対象施設は除く。) は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>建家は排水性が良く安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。</p> <p>5.2 地震による損傷の防止 本施設の耐震・構造強度は、建築基準法に基づき水平震度0.2で設計している。</p> <p>5.3 津波による損傷の防止 本施設は、核燃料サイクル工学研究所の中央部に位置し、海岸から約650m、海拔約8.5mの排水性の良いところにあり、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。</p> <p>5.4 外部からの衝撃による損傷の防止 本施設は、建築基準法に従い風圧力、積雪等の外力も考慮した設計を行っており、台風</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>5.2 地震による損傷の防止 本施設の耐震・構造強度は、建築基準法に基づき水平震度0.2で設計している。</p> <p>5.3 津波による損傷の防止 本施設は、核燃料サイクル工学研究所の中央部に位置し、海岸から約650m、海拔約8.5mの排水性の良いところにあり、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。</p> <p>5.4 外部からの衝撃による損傷の防止 本施設は、建築基準法に従い風圧力、積雪等の外力も考慮した設計を行っており、台風</p>	<p>5.2 地震による損傷の防止 本施設の耐震・構造強度は、建築基準法に基づき水平震度0.2で設計している。</p> <p>5.3 津波による損傷の防止 本施設は、核燃料サイクル工学研究所の中央部に位置し、海岸から約650m、海拔約8.5mの排水性の良いところにあり、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。</p> <p>5.4 外部からの衝撃による損傷の防止 本施設は、建築基準法に従い風圧力、積雪等の外力も考慮した設計を行っており、台風</p>	<p>・表記の見直しを図るため。</p>